

# カナダ (CANADA)

面積 : 9,984,670 km<sup>2</sup> 人口 : 3,403 万人 (2011 年)

## I スポーツ政策の基本制度

### 1. 歴史的背景、今後の動向および現状

#### (1) スポーツ政策の歴史的背景および今後の動向

カナダのスポーツ政策形成の背景を理解するには「カナダの国情」を知る必要がある。すなわち、カナダは「ケベック問題」(ケベック州のフランス系カナダ人が求めているカナダ連邦政府からの分離・独立をめぐる問題)を国家維持・形成の根底問題に抱えており、また先住民問題や移民政策に伴う「国民統合」「多文化主義」「社会的結合」などの課題や、隣国の超大国アメリカとの違いを鮮明にするための「カナディアン・アイデンティティの確立」という課題も抱えている。そこで、カナダでは、こういった国家的課題を解決するための手段として「スポーツ」に特別な価値が見出され、特に1960年代以降、連邦政府が積極的にスポーツ分野に関与するようになった。さらに、カナダ連邦政府が他国の参考となる世界に先駆けたスポーツ施策を展開してきている背景に1976年モントリオールオリンピック開催に伴う財政赤字、1988年ソウルオリンピックにおけるベン・ジョンソン元選手のドーピング問題などのスポーツ固有の問題(失敗)があったことも理解しておかなければならない。

2010年バンクーバーオリンピック・パラリンピックの成功(競技成績、運営面)により、カナダのスポーツ政策に注目が集まるようになったが、以前から官民ともに先駆的・先進的なスポーツプログラムを打ち出してきていることはあまり知られていない。たとえば、1970年代に設立された「パティシパクション (ParticipACTION)」は、今では国際的なプログラムへと継承されている。また「カナダスポーツ情報センター (Sport Information Resource Centre : SIRC)」は世界に先駆けてスポーツ関連文書の収集・保存・公開を行うとともに、2005年にエブスコ社 (EBSCO Publishing) に売却されたが、世界最大のスポーツ研究データベースの「SPORTDiscus (スポーツディスカス)」を開発してきた。

カナダ連邦政府がスポーツ分野に直接関与するようになったのは1961年のフィットネス・アマチュアスポーツ法制定からといわれており、その後、約10年ごとにスポーツ政策が打ち出されてきた。それぞれの政策が必ずしも目標を達成してきた訳ではないが、その試行錯誤のプロセスを経て、今日(2002年～2012年)の「連邦スポーツ政策 (Canadian Sport Policy : CSP)」に至っている。そして、カナダでは、現在、同政策および各アクションプランの達成度を検証しつつ、次の10年間のスポーツ政策を策定(現政策のマイナーチェンジ)するための検討・作業を精力的に行っている。

#### (2) 国民のスポーツ参加動向

##### 1) スポーツ実施状況

カナダ国民の身体活動やスポーツの実施状況については、「カナダ・フィットネス・ライフスタイル研究所 (Canadian Fitness and Lifestyle Research Institute : CFLRI)」やカナダ統計局 (Statistics Canada) が定期的に全国規模の調査を実施している。同研究所は、連邦政府、州政府、関係機関・大学の共通した必要性のもと1980年9月に設立された非営利 (not-for-profit organization) の全国調査機関であり、保健省 (Health Canada) の外局である公衆衛生庁 (Public Health Agency of Canada) と州・準州政府の身体活動・スポーツ・レクリエーション担当省による財政援助をもとに諸調査を実施している。

カナダ・フィットネス・ライフスタイル研究所の2009 Physical Activity Monitorによると18歳以上のカナダ人のスポーツ参加率は27%（男性>女性）であり、2004年および2007年調査と比較してスポーツ参加率は低下傾向にある。人気のあるスポーツは①ホッケー、②ゴルフ、③サッカー、④野球またはソフトボール、⑤ラケットスポーツ（例：テニス、スカッシュ）、⑥バスケットボール、⑦バレーボール、⑧フットボールまたはラグビー、⑨格闘技、⑩カーリングの順になっている。男性はチームスポーツを、女性は個人スポーツを好む傾向があり、男性のサッカー、女性のゴルフの人气が上昇傾向にある。

また、カナダ統計局の調査（2005 Canadian Community Health Survey）（図表Ca-1）によると、12歳以上のカナダ人の52.2%が余暇に「アクティブ」または「ややアクティブ」の身体活動の実践者であった。性別にみると、男性の54.8%、女性の49.7%がこれにあたり、男性に比べ、女性の割合は低くなっている。また、過去3カ月に1度以上実施した身体活動種目は「ウォーキング」（70%）が最上位を占め、以下「ガーデニング」（46.8%）、「ホームエクササイズ」（34.4%）、「水泳」（24.5%）、「サイクリング」（23.9%）、「ジョギング」（20.8%）の順であった。同局による直近の調査結果（2009 Canadian Community Health Survey）では、2005年に52.2%であった全体の実施率が52.5%と微増したものの、男性の実施率56.4%に対し、女性は48.7%にとどまり、性差の広がりが見受けられた。

図表 Ca-1 カナダの余暇時間における身体活動の実施率(12歳以上、過去3カ月) (%)

| 実施基準   | 全体   | 男性   | 女性   |
|--|------|------|------|
| <b>アクティブ(Active)</b><br>1日に自身の体重1kgあたり3kcalもしくはそれ以上を消費する身体活動<br>(例:1日1時間のウォーキング、もしくは1日20分のジョギング)                       | 27.1 | 30.2 | 24.1 |
| <b>ややアクティブ(Moderately active)</b><br>1日に自身の体重1kgあたり1.5kcal以上3kcal未満を消費する身体活動<br>(例:1日30～60分のウォーキング、もしくは1時間のエクササイズを週3回) | 25.1 | 24.6 | 25.6 |
| <b>活動していない者(Inactive)</b><br>1日に自身の体重1kgあたり1.5kcal未満を消費する身体活動<br>(例:毎日30分未満しか歩いていない)                                   | 47.8 | 45.2 | 50.3 |

出典：2005 Canadian Community Health Survey より作成

## 2) スポーツクラブ加入状況

カナダ統計局の「Sport Participation in Canada, 2005」によると、カナダ人（15歳以上）の17.5%（男性17.6%、女性17.3%）がスポーツクラブ、地方リーグまたはその他の地域のアマチュアスポーツ組織に所属していた。2005年の結果は1998年の19%から約1ポイント減少している。

国内統括団体への加入状況をみると、「スポーツ資金交付および説明責任枠組み（Sport Funding and Accountability Framework:SFAP）」の評価の一部として定期的にモニターされている最新のデータ（夏季スポーツ：2008年、冬季スポーツ：2010年）によると、代表的な「中央スポーツ組織（National Sport Organization: NSO）」の会員数は、カナダサッカー協会（Canadian Soccer Association）101万8,043人、カナダカーリング協会（Canadian Curling Association）90万1,431人、カナダホッケー協会（Canadian Hockey Association）72万3,634人、カナダゴルフ協会（Royal Canadian Golf Association）38万3,834人、カナダスケート協会（Skate Canada）24万724人、カナダ野球協会（Baseball Canada）22万5,310人となっている。

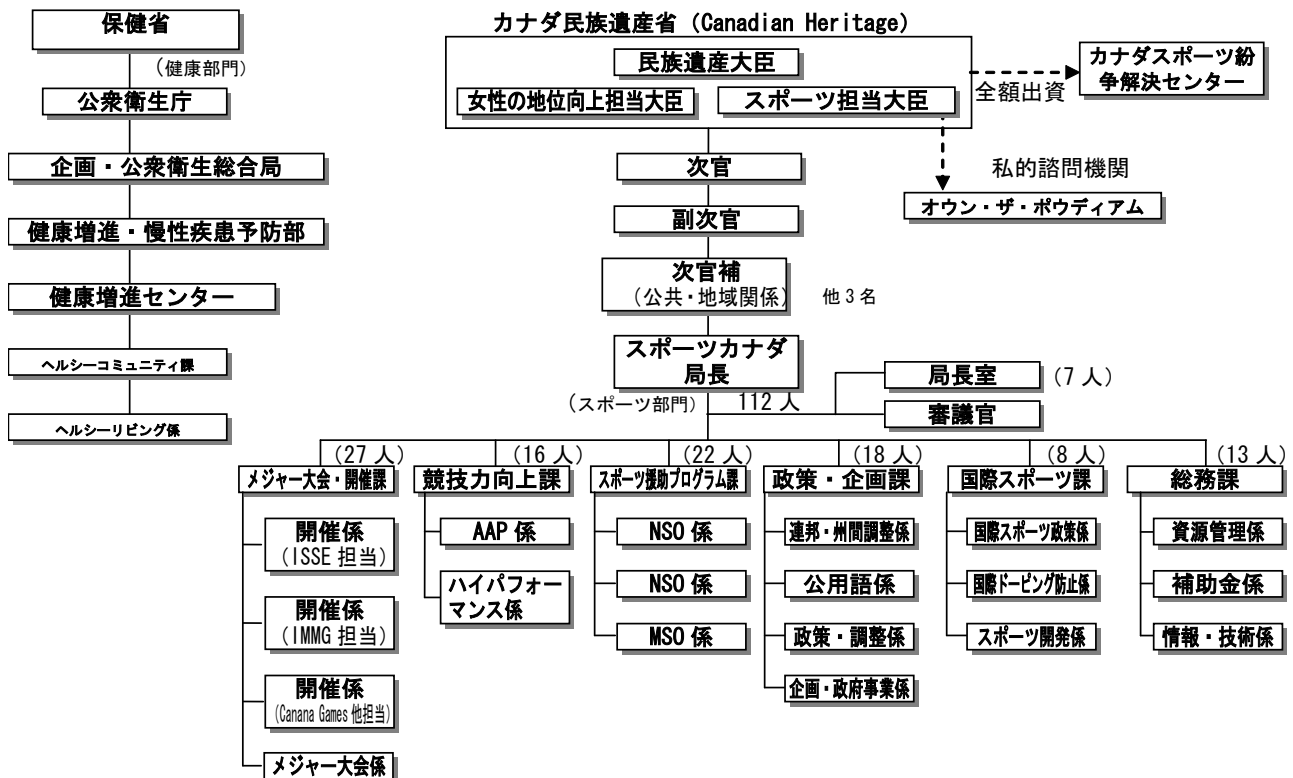
## 2. 国のスポーツ担当機関

### (1) 中央組織

#### 1) 民族遺産省 (Canadian Heritage)

カナダのスポーツの所管は、民族遺産省 (Canadian Heritage) である。カナダ連邦政府がスポーツ分野に直接関与するようになったのは1961年のフィットネス・アマチュアスポーツ法 (「1961年法」) 制定後のことであり、それと同時に保健福祉省 (National Health and Welfare Canada) 内にフィットネス・アマチュアスポーツプログラムを担当する部署として「フィットネス・アマチュアスポーツ部 (Fitness and Amateur Sport Directorate : FASD)」が設置された。当初、同部署は、1961年法に基づき“国民のフィットネス (健康づくり) とアマチュアスポーツの振興に関する調査および施策提案をする”ために設置された全国フィットネス・アマチュアスポーツ諮問審議会の運営、アマチュアスポーツ団体等への補助金、連邦-州間費用分担協定、スポーツ研究 (者) への助成金・奨学金、広報・啓蒙等に係る業務を担当していた。その後、1971年に同部署内にアマチュアスポーツの振興を任務とするスポーツカナダ (Sport Canada) と国民の健康促進を任務とするレクリエーションカナダ (Recreation Canada) (※1980年以降はフィットネスカナダ : Fitness Canada) の2課が設けられ、1973年には局 (Branch) へ昇格するなどしてカナダのフィットネス・アマチュアスポーツ担当部局の権限の範囲は拡大されていった。1976年にはフィットネス・アマチュアスポーツ担当国務大臣が置かれ、初代大臣にアイオナ・カンパニョーロ (Iona Campagnolo) が就任した。一時期、労働省等にフィットネス・アマチュアスポーツの所管が移ったこともあったがキャンベル進歩保守党政権下での1993年の中央省庁再編等を経て、スポーツカナダは民族遺産省 (Canadian Heritage)、フィットネスカナダは保健省 (Health Canada) 内に移され現在に至っている。

図表 Ca-2 カナダ民族遺産省 スポーツカナダ組織図



出典: スポーツカナダ提供資料 (2011年1月26日現地調査時) 他をもとに作成 ※人数 (2011年1月現在)

## 2) スポーツカナダ

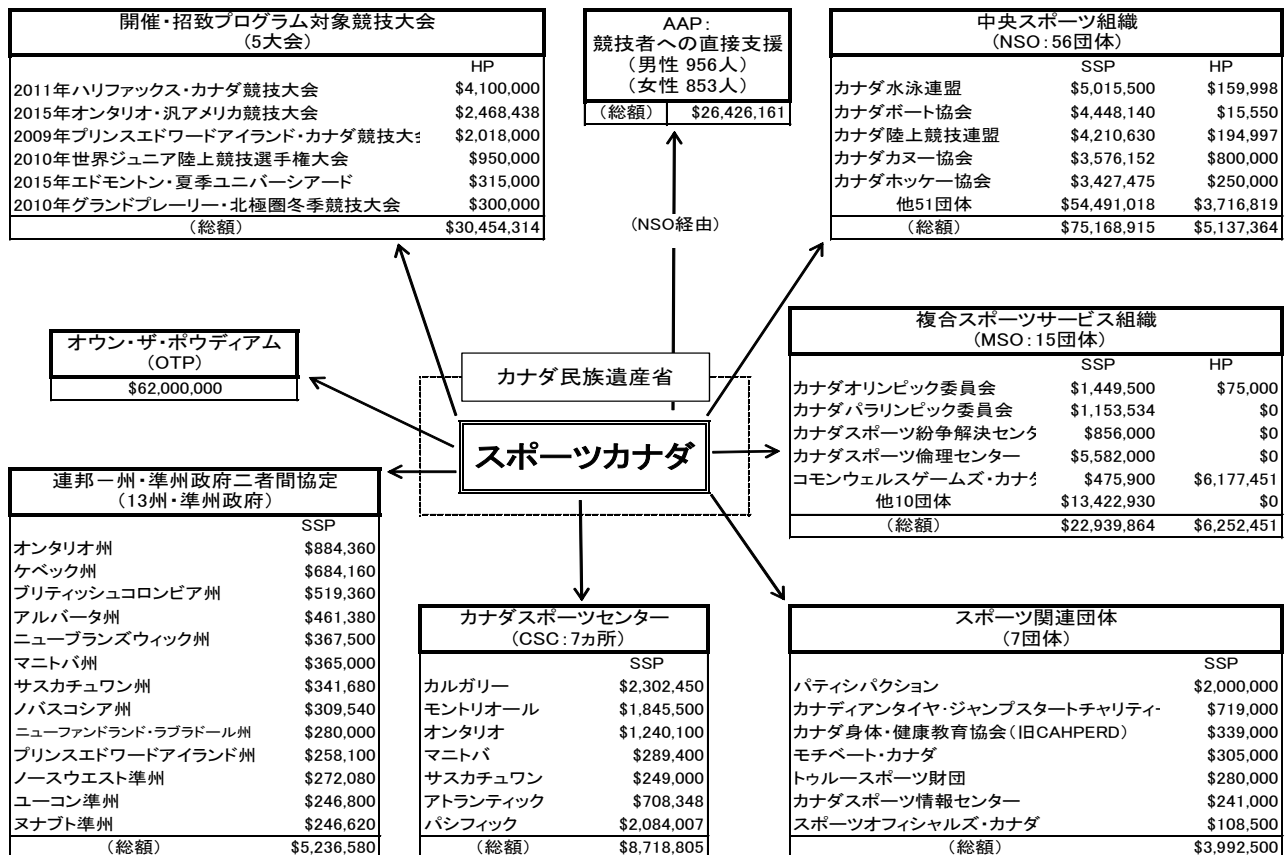
スポーツカナダは、カナダ連邦政府内のスポーツ担当部局であり、民族遺産省 (Canadian Heritage) 内の一部局として置かれており、日本の文部科学省スポーツ・青少年局に相当するものである。スポーツカナダの組織図は図表 Ca-2 のとおりである。2011 年中にカナダにおいて国政選挙が実施されることが予想されており、選挙結果次第ではその体制が変更される可能性はあるが、2011 年 3 月現在、カナダ民族遺産大臣 (ジェームス・ムアー) およびスポーツ担当国務大臣 (ギャリー・ラン) の指揮のもと、次官、副次官、次官補 (公共・地域関係)、局長、6 課 (Director)、19 係 (Manager) の組織構成となっている。スポーツカナダの構成人数は、局長を含め 112 人 (2011 年 1 月時点) である。

### ① 予算

スポーツカナダの 2010 年度の予算は 2 億 500 万カナダドル (約 172 億 2,000 万円) で、内訳はスポーツ団体・組織に資金交付を行う「スポーツ援助プログラム (Sport Support Program : SSP)」に 71%、スポーツカナダから競技者に直接金銭的支援をする「競技者支援プログラム (Athlete Assistance Program : AAP)」に 13%、国際競技大会等の開催を支援する「大会主催プログラム (Hosting Program : HP)」に 10%、そのほか管理・運営費 (Operating) に 6% となっている。スポーツカナダの 2009 年度の補助金交付額等をふまえたカナダのスポーツ体制 (Canadian Sport System) の全体像と補助金額の詳細は図表 Ca-3 のとおりである。

※1 カナダドル=84 円で換算

図表 Ca-3 カナダのスポーツ体制およびスポーツカナダ補助金等配分状況 (2009)



出典 : <http://www.pch.gc.ca/eng/1267375779921/1268413494851> 他をもとに作成

## ②政策・施策・イニシアチブ

スポーツカナダのミッション（任務）は、カナダのスポーツシステムへの政策リーダーシップと戦略的投資により、国民のスポーツ参加の促進および国際競技力の向上をはかることであり、2002年から2012年までのカナダ全体の政策として策定された「連邦スポーツ政策（CSP）」の目標達成に向けて施策（program）およびイニシアチブ（initiative）を展開している。具体的にはスポーツ資金交付プログラム（Sport Funding Program）と特別イニシアチブ（Special Initiative）の二つの柱がある。

## ③スポーツ政策の調整

カナダのスポーツ政策の特徴は、スポーツカナダの政策が州・準州レベルあるいは自治体レベルまで関係NGOを含め統一性を保ちながら浸透しているところにある。そして、そのことを可能にしているのが連邦政府を含む14の州・準州政府が共同して国家レベルのスポーツ政策調整をはかるために開催される会議の存在である。カナダにおけるスポーツ政策調整は2年ごとに開催されるカナダ競技大会の開催地での「連邦一州・準州スポーツ担当大臣会議」（4年間で3回）で行われる。「同局長会議」も同時に開催される。開催州・準州の担当大臣、民族遺産省スポーツ担当大臣および保健省担当大臣の3人が共同議長を務め、スポーツと身体活動に関する議題が取りあげられる。直近では2011年2月10日・11日にノバスコシア州ハリファックスで開催され、主に青少年の健康問題の改善策等についてのアジェンダが同意・公表された。次回は2012年4月に北西準州イヌヴィックで開催される予定である。

## ④スポーツカナダの主要優先課題

2010年バンクーバーオリンピックを成功裏に終えたスポーツカナダの現在の主たる課題は、2013年以降の新しいカナダのスポーツ政策の問題（Renewal of the CSP）である。現在、幾つかの関係機関（グループ）で2002年策定の連邦スポーツ政策（CSP）の政策目標達成度の検証や問題点の抽出作業が行われており、その結果がスポーツ担当大臣へ報告される予定である。参考までにスポーツカナダのスケジュールを図表Ca-4に示す。

図表 Ca-4 カナダの「新連邦スポーツ政策（2013～）」策定の工程表

| 日程               | 担当    | 策定の工程内容                          |
|------------------|-------|----------------------------------|
| 2011年1月中         | 次官    | 大臣への説明用勧告の考査と承認                  |
| 2011年2月中         | 大臣    | 工程表、協議計画及び基本原則の承認                |
| 2011年3月～5月1日     | FPT政府 | 各スポーツ界代表者、関連部門及び対象団体との協議開始       |
| 2011年6月30日       | FPT政府 | FPTSCに協議報告書を提出                   |
| 2011年7月～11月      | FPTSC | 協議報告書の分析並びに新政策及びFPT共同行動計画の草案作成   |
| 2011年9月中         |       | 新政策の主要な方向性に関するコンセンサス形成のための全国会議   |
| 2011年12月～2012年1月 | 次官    | 政策草案及びスポーツ界との有効性確認に回されるべき行動計画の承認 |
| 2012年2月～3月       | FPTSC | 有効性確認段階からの意見の分析                  |
| 2012年3月～4月       | 次官    | 大臣に勧告するための新政策及びFPT行動計画の承認        |
| 2012年5月中         |       | 承認された新政策及びFPT行動計画のを大臣に提出         |

※FPTSCとは「連邦一州・準州スポーツ委員会（Federal-Provincial/Territorial Sport Committee）」の略称

※FPTとは「連邦一州・準州（Federal-Provincial/Territorial）」の略語

出典：スポーツカナダ提供資料（2011年1月26日現地調査時）他をもとに作成

その他のスポーツカナダの主要優先課題は以下のとおりである。

- オウン・ザ・ポウディアム (OTP) イニシアチブの継続実施
- 2015年「パンアメリカン・パラパンアメリカン競技大会」の連邦調整プロジェクト
- 「競技者支援プログラム (AAP)」、「スポーツ援助プログラム (SSP)」および「大会主催プログラム (HP)」の評価
- スポーツカナダの部局への「国際スポーツ課」の再統合
- ドーピング防止政策の更新
- スポーツ参加ストラテジーの実施
- スポーツ資金交付および説明責任枠組み (SFAF)
- 競技力向上政策の更新
- スポーツカナダ倫理ストラテジー

### 3) 公衆衛生庁 (Public Health Agency of Canada)

#### ①ヘルシーリビング係 (Healthy Living Unit)

2003年「身体活動・スポーツ法」第3~4条に基づく、現在のカナダのスポーツ政策の目標の2本柱は「身体活動」と「スポーツ」の振興である。2010年バンクーバーオリンピックの成功によって、カナダはスポーツ振興（特に競技力向上）に力を入れている国という印象が強いが、実は、身体活動 (physical activity) を通じた国民の健康増進 (Health Promotion) により力点が置かれている。カナダのスポーツ関係者が『保健(医療) 予算の100分の1をスポーツに』というスローガンを打ち立てるほどである。カナダでは運動不足による危機 (Inactivity Crisis) が国家的重要課題の1つである。

カナダにおいて、国民の健康促進を主として担っているのが保健省 (Health Canada) の外局である公衆衛生庁 (Public Health Agency of Canada) である。直接担当する部署は、企画・公衆衛生統合局 (Planning and Public Health Integration Branch) →健康増進・慢性疾患予防部 (Health Promotion and Chronic Disease Prevention Section) →健康増進センター (Centre for Health Promotion) →ヘルシーコミュニティ課 (Healthy Communities Division) →ヘルシーリビング係 (Healthy Living Unit) であり、文字どおり“カナダ国民の健康的な生活の奨励・啓蒙・支援等に係る施策”を担当している。

カナダの国民の健康づくりに関わる取組みの歴史は古く、ブリティッシュコロンビア州の運動場管理官 (Supervisor of Playgrounds) であったジャン・アイゼンハート (Jan Eisenhardt) により1934年からはじめられ、その後、1953年までの間、連邦政府が関わり多くの州で導入されるようになった「BCプロレク (British Columbia Provincial Recreation Programme : BC's Pro-Rec)」がきっかけといえる。それから現在に至る連邦政府の取組みについては省略するが、ここ数年の動向あるいは傾向としては、2005年にパンカナダ・ヘルシーリビング統合戦略 (Integrated Pan-Canadian Healthy Living Strategy) が策定され、国民の健康づくりを促進する要素として健康的な食事、身体活動に加え、それらと健康的な体重の関連が重点的に扱われるようになったことである。さらに、2010年9月に連邦・州・準州保健担当大臣により採択された「予防と増進宣言 (Declaration on Prevention and Promotion)」において、疾病予防と健康増進だけではなく障害・傷害 (disability and injury) も予防対象として明確化され、カナダ14政府の共同優先課題となっている。従って、ヘルシーリビング係も、健康増進・疾病予防・肥満防止のための「身体活動」のみならず、スポーツ活動 (キャンプ、インラインスケート、水泳、ウィンタースポーツ等) 中の安全性と傷害 (Safety and Injuries)、レクリエーションおよびスポーツ製品についての消費者製品安全 (Consumer Product Safety)、子どもの健康と安全や児童フィットネス税額控除に関するヘルシーリビング施策 (Healthy Living Initiatives) など、幅広い分野を担当するようになっている。

## (2) 地方組織

カナダは10州および3準州からなる連邦国家であり、憲法上、連邦政府と州政府の権限・機能がそれぞれ規定されており、保健や教育は州の管轄である。スポーツ政策に関する規定は存在しないが、1961年「フィットネス・アマチュアスポーツ法」制定以降、約50年間のスポーツ政策の展開の過程で、連邦政府と州政府の役割分担が確立されてきているといえる。連邦政府では、スポーツ政策は「民族遺産省」、健康政策は「保健省」にわかれているが、州レベルでは1つの省で両方の政策が担当されている。ここでは、オンタリオ州政府の健康・スポーツ担当部局である健康増進・スポーツ省 (Ministry of Health Promotion and Sport) を例にあげて、州政府の政策・施策について紹介する。

### 1) オンタリオ州

#### ① スポーツシステム

オンタリオ州の人口は約1,327万人(2010年10月)であり、その内の数百万人がスポーツ等の身体活動に参加し、67万人がボランティアとして貢献している。州スポーツシステムは州レベルの機関・組織である健康増進・スポーツ省、その他の州政府機関、州スポーツ・レクリエーション団体(州スカッシュ協会等87団体)および州スポーツパートナー(州スポーツ連合、オンタリオ・スポーツセンター、州コーチ協会等)と、その下部組織の地方自治体レベルの機関・組織である447地方自治体レクリエーション局(ウィンザー市等)、民間スポーツ・レクリエーション部門(ゴルフクラブ、スキーリゾート等)、7,500の非営利レクリエーション・スポーツ団体(ボーイズ&ガールズクラブ、YMCA等)およびその他の対人援助業者(デイケアセンター、老人ホーム等)から構成されている。

また、オンタリオ州政府のプログラム執行を支援する公共あるいは民間組織の執行パートナー(Delivery Partners)が幾つかあり、州スポーツ組織・州複合スポーツ組織(PSO/MSOs)が州のスポーツ振興プランのACTIVE2010を支援し、オンタリオ・スポーツ連合(Sport Alliance of Ontario)がオンタリオ競技大会(Ontario Games Program)、オンタリオ・スポーツアワード(Sports Awards)、カナダ競技大会へのオンタリオチーム参加支援、会員団体のビジネスサポート(事務所レンタル等)を支援し、オンタリオ・スポーツセンター(Canadian Sport Centre Ontario)がQuest for Gold Program(後述)を支援し、オンタリオコーチ協会(Coaches Association of Ontario)が連邦政府に代わって「スポーツ指導者国家資格プログラム(National Coaching Certification Program: NCCP)」の執行を担当している。

#### ② スポーツ予算

オンタリオ州の2010年度予算は約1,000億カナダドルで、そのうちの約2,300万カナダドル(約19億3,200万円)がスポーツ関係予算として州のスポーツプログラム(州スポーツ組織・州複合スポーツ組織(PSO/MSOs)への補助金、オンタリオ競技大会、カナダ競技大会参加費用他、Quest for Gold Program、Sport for More Program、大会主催プログラム(世界ジュニアホッケー選手権大会、英連邦レスリング選手権大会、FIFA20歳以下サッカーワールドカップ等)等に充てられている。なお、オンタリオ州の保健予算(health budget)は約46億カナダドルである。

### ③スポーツ政策・施策

#### (a) アクティブ 2010 (ACTIVE2010)

アクティブ 2010 (ACTIVE2010) とは、オンタリオ州で 2004 年 10 月から導入されたオンタリオ州スポーツ・身体活動戦略 (Ontario's Sport and Physical Activity Strategy) である。2010 年までに以下の目標を設定し、スポーツと身体活動の 2 部門において詳細に戦略が打ち出されていた。

- 1) 毎日 30 分のウォーキングに相当する運動をするオンタリオ州民を 55%まで高めること
- 2) 2010 年オリンピック・パラリンピック冬季競技大会につながる競技力向上
- 3) 身体活動・スポーツ分野を強化するための協同を通じて政府資源に貢献すること

#### (b) 州スポーツ組織・州複合スポーツ組織 (PSO/MSOs) への補助金

州スポーツ組織 (Athletics Ontario、Skate Ontario 等) および州複合スポーツ組織 (Parks and Recreation Ontario 等) に対して、組織運営、競技者トレーニングプログラム、スポーツ参加および指導者研修プログラム等を支援するために、オンタリオ州政府から 2010 年度に約 774 万カナダドル支出されている。

#### (c) クエスト・フォー・ゴールドプログラム (Quest for Gold Programs)

クエスト・フォー・ゴールド (Quest for Gold) は、「オンタリオ宝くじ・ギャンブル公社 (Ontario Lottery and Gaming Corporation : OLGC)」が 2006 年 1 月から開始した 1 等賞金 100 万カナダドル (約 8,400 万円) (10 本) のインスタント宝くじ (Lottery) であり、「クエスト・フォー・ゴールドプログラム」とは、その宝くじの売上金をオンタリオ州のアマチュア競技者に対して資金援助等する「競技者支援プログラム」のことである。ACTIVE2010 に関連した資金援助プログラムであり、競技者への直接支援 (生活費、トレーニング経費、学費等) として補助金の約 70%、高水準のコーチングを受ける費用や競技会への参加を増やすための費用等として補助金の約 30%が充てられてきた。2008 年度は 1,133 人のオンタリオ州の競技者が 3,600 カナダドル～7,100 カナダドル (約 30 万円～約 60 万円) の資金援助を受けた。2008 年北京オリンピックに参加した 137 人のオンタリオ出身競技者の 94 人、また同パラリンピックに参加した 43 人のオンタリオ州出身競技者の 37 人が援助された。2010 年度、クエスト・フォー・ゴールドの予算として 1,000 万カナダドル (約 8 億 4,000 万円) が組まれているが、「Quest for Gold Lottery」の販売がされているか否かは確認できなかった。2010 年 11 月から 1 等賞金 5 万カナダドル (約 420 万円) の Quest for Gold Crossword が販売されていることから、現在の同プログラムの財源は新しい宝くじの売上金から調達されているとみられる。

### (3) その他

#### 1) スポーツマターズ・グループ (Sport Matters Group : SMG)

スポーツマターズ・グループ (Sport Matters Group : SMG) は、「ミルズ報告」(1998 年 12 月) 後のカナダのスポーツ政策策定に向けての諸作業の中で、それらを契機に 2000 年にスポーツ関係者間の非公式の討議の場からはじまった、カナダのスポーツ政策形成やカナダのスポーツ界の縦横の連携に少なからず影響力を及ぼしてきた非組織化グループである。同グループは、最高経営責任者 (CEO) も事務所も正式な会員制度も会費も存在せず、非営利組織にも当てはまらない実体のみえにくいグループである。存在するのは、カナダスポーツ情報センター (Sport Information Resource Centre : SIRC) 内に置かれている 2 つのデスクだけであり、シニアリーダー (Senior Leader) とコミュニケーション関係マネージャー (Community Engagement Manager) の肩書をもつスタッフだけである。ただし、2 人が SIRC 内のデスクにいることはほとんどない。このグループの実体、活動内容、実績等を知る手掛



かりはそのウェブサイトにある (<http://www.sportmatters.ca/content/home.asp>)。

具体的には、この10年余りでスポーツ政策提言、スポーツ関連プログラムの企画・調整・運営、ムーブメントの発信・推進、スポーツ関連調査・研究等を行っている。このグループの参加者は、元オリンピック選手、スポーツ行政担当者、学識経験者、競技団体関係者、シンクタンク職員、コンサルタント、スポーツ愛好家など多岐にわたっており、それぞれが九つの分野（寄付、署名、労力、現物、キャンペーン活動、政策能力等）から貢献方法を選択する方法をとっている。年間活動経費としては、15万カナダドルの確保が目標とされている。同グループは、政府（スポーツカナダ等）にとって協力団体でもあり圧力団体でもある。キーパーソンは2代目シニアリーダーのイアン・バード（Ian Bird）であったが、現在は3代目のクリストファー・ジョーンズ（Christopher Jones）に引き継がれている。

活動の1つとして、ほぼ4年に1度行われる国政選挙に向けて各政党、政治家、政府機関等への接触を図り、カナダのスポーツ振興・発展に資する政策提言等を行っている。これまでに同グループ他の働きかけにより実現した政策に、児童フィットネス税額控除（Children's Fitness Tax Credit）、レクリエーション施設基盤整備プログラム（Recreational Infrastructure Canada Program）等がある。逆に、これまで訴え続けてきて未だ実現に至っていない提言については、「連邦保健予算の1%をスポーツ・身体活動に振り向けよ（One Percent of Federal Health Spending for Sport and Physical Activity）」が代表的である。

現在、スポーツマターズ・グループは、スポーツカナダ、カナダスポーツ情報センター他と共同で「The Working Together Initiative (WTI)」に取り組んでいる。これは、現行の連邦スポーツ政策（CSP）が2012年で終了することを見越して「新しいカナダのスポーツ政策」のあり方を“一緒になって＝Working Together”考えるというものである。政府レベルでも、今まさに、連邦政府と13の州・準州のスポーツ担当大臣が新たなスポーツ政策をいかにして組み立てていくかという議論をしている最中であり、「The Working Together Initiative」で出した結論が採用されるか否かは現時点では未定である。

この10年余りで、スポーツマターズ・グループはボランティアグループでありながらカナダのスポーツ界においてそのポジションを確立した。これはスポーツ政策形成アクターの特徴的な1つのモデルといえる。

### 3. スポーツ関連法

#### (1) 身体活動・スポーツ法 (2003 年法)

カナダ連邦政府のはじめてのスポーツ法は 1961 年のフィットネス・アマチュアスポーツ法（「1961 年法」）であったが、その成立の主たる背景としては「カナダ人の健康体力水準の低下」「カナダの国際競技成績の不振」「国際スポーツ（特に、ホッケー）における旧ソ連の台頭」の 3 点があった。同法案の提出段階では「アマチュアスポーツを通じた健康づくりの奨励」を意図する法律であったが、資金援助を求めるスポーツ団体等の求めもあり、「健康づくりとアマチュアスポーツの奨励」を目的とする法律として制定され、健康・スポーツ分野に年間 500 万カナダドルまで支出できる法律が誕生した。制定当初は「ショットガンアプローチ」といわれるほど、求めに応じて幅広く資金援助がなされていたが、1968 年のトルドー政権以降、「国民統合」「社会的結合」等の手段としての国家的価値をスポーツに見出してからは、「ライフルアプローチ」といわれたように連邦政府（担当部局）が目標を明確にして積極的にスポーツ政策・施策に取り組むようになった。そして、2002 年の連邦スポーツ政策（CSP）の策定後に、その法的根拠となる新しい法律「身体活動・スポーツ法（2003 年法）」が制定された。同法第 39 条に基づき、1961 年法はその役割を終え廃止された。

1961 年法を現代化したとされる 2003 年法は、前文および全 40 条からなり、以下の内容が規定されている。

|                               |                           |
|-------------------------------|---------------------------|
| 前文                            | 第 27 条・第 28 条（会計監査）       |
| 第 1 条（略称）                     | 第 29 条（仲裁人・調停人）           |
| 第 2 条（解釈）                     | 第 30 条・第 31 条（一般規定）       |
| 第 3 条・第 4 条（政策）               | 第 32 条～第 34 条（事業計画・年次報告書） |
| 第 5 条・第 6 条（目的・権限）            | 第 35 条（解散）                |
| 第 7 条・第 8 条（協定・取極）            | 第 36 条（規則）                |
| 第 9 条～第 17 条（カナダスポーツ紛争解決センター） | 第 37 条（カナダ民族遺産省法）         |
| 第 18 条～第 20 条（理事長）            | 第 38 条（調整する修正条項）          |
| 第 21 条～第 24 条（事務担当理事）         | 第 39 条（廃止）                |
| 第 25 条・第 26 条（職員）             | 第 40 条（効力の発生）             |

全 40 条中、第 9 条から第 36 条までの 28 条がカナダスポーツ紛争解決センターに係る条項であり、一見、2003 年法は同センターの設置法かの印象を与えるが、それ以外の各条項をみると、スポーツ等振興に関わる部分は、1961 年法の規定よりも詳細かつ範囲拡大された規定となっている。2003 年法の特徴は、カナダ連邦政府のスポーツ政策についての方針・役割を 1961 年法以上に明確にしていること、現代スポーツを巡る新たなスポーツ問題（スポーツ紛争、スポーツ機会平等）に対応するための法律であること、身体活動およびスポーツを通じてカナダの抱える二重言語性の尊重や社会的結合の実現を図ろうとしていることにある。

#### (2) その他スポーツ関連法

カナダ連邦政府は、1961 年法や 2003 年法以外にも幾つかの身体活動・スポーツに関わる法律を制定してきた。古くは、ストラスコナ信託法（1909 年）、青年訓練法（1939 年）、全国体力法（1943 年）などがあり、その他の主なものとして、ホッケーとラクロスをカナダの国民スポーツ（国技）と認めるための「カナダ・ナショナルスポーツ法（1994 年）」や 2010 年バンクーバー冬季オリンピックおよびパラリンピックの商標保護等に関わる「オリンピック・パラリンピック商標法（2007 年）」などがある。

#### 4. スポーツ関連予算、財源、法制

##### (1) スポーツ関連予算

##### 1) スポーツ関連国家予算

連邦政府の民族遺産省のスポーツ担当部局であるスポーツカナダの2010年度の予算は2億500万カナダドル(約172億2,000万円)であった。スポーツカナダは、国家レベルでのスポーツ関係予算(スポーツへの参加促進と競技力向上に関して)を配分している。スポーツカナダの補助金は、主に中央スポーツ組織(NSO)、複合スポーツサービス団体(Multisport Service Organization:MSO)、カナダスポーツセンター(Canadian Sport Centre:CSC)、各種競技大会主催団体および所属中央スポーツ組織を通じて競技者に配分されている。2010年度の補助金総額は1億9,361万462カナダドル(約162億6,300万円)であり、2002年度の7,952万2,155カナダドル(約66億8,000万円)のおよそ2.4倍、2006年度の1億3,859万3,548カナダドル(約116億4,200万円)のおよそ1.4倍の規模である(図表Ca-5)。

図表 Ca-5 スポーツカナダの補助金の年次推移(2006~2010)

(単位:カナダドル)

| 会計年度             | 2006        | 2007        | 2008        | 2009        | 2010        |
|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 競技者支援プログラム(AAP)  | 25,300,000  | 25,600,800  | 26,486,000  | 26,426,161  | 26,676,000  |
| スポーツ援助プログラム(SSP) | 92,460,344  | 101,453,969 | 110,392,223 | 111,918,275 | 146,376,298 |
| 大会主催プログラム(HP)    | 20,833,204  | 10,010,000  | 14,466,603  | 20,687,144  | 20,558,164  |
| 補助金等合計額          | 138,593,548 | 137,064,769 | 151,344,826 | 159,031,580 | 193,610,462 |

注) 2001年から2010年までの連邦事務局経由の2010年オリンピック・パラリンピック冬季競技大会開催の準備および開催費援助の12.5億カナダドルは除く

注) スポーツカナダからの資料では2006年度合計額は138,593,504カナダドルとなっていた。

出典: 諸外国スポーツ政策調査票へのスポーツカナダからの回答(2011年1月26日)に基づき作成

##### 2) 予算の用途および補助金の配分の仕組み

スポーツカナダは、カナダにおいて当該スポーツを代表する中央統括団体として認められかつ当該スポーツの「国際連盟(International Federation:IF)」に加盟している56の中央スポーツ組織(NSO)に、スポーツ援助プログラム(SSP)により補助金を交付している。この56団体にはカナダ車いすスポーツ協会(Canadian Wheelchair Sports Association)、カナダ脳性麻痺者スポーツ協会(Canadian Cerebral Palsy Association)などのスポーツ団体、パティシパクション(生涯スポーツを推進する非営利法人)、カナダスポーツ情報センター(SIRC)、カナダスポーツ審判団体(Sports Officials Canada)、13の州・準州政府なども含まれる。また、複合スポーツサービス団体(MSO)としてカナダオリンピック委員会(Canadian Olympic Committee:COC)、カナダコーチング協会(Coaching Association of Canada)、カナダスポーツ紛争解決センター(Sport Dispute Resolution Centre)など15団体に補助金が交付されている。

スポーツ団体等への補助金交付は、「スポーツ資金交付および説明責任枠組み(Sport Funding and Accountability Framework:SFAF)」に基づいて行われている。カナダでは、1990年代初頭に連邦政府の財政赤字を解消するために連邦予算が抑制され、競技団体への補助金も縮減されたとき、連邦政府の資金公募プログラム(funding eligibility program)に説明責任枠組み(Accountability Framework)が導入された。これにより、スポーツカナダを通じて連邦政府から補助金等の交付を受け

ようとする競技団体は、申請段階で事業内容や組織の在り方などに一定の基準が課されるとともに、交付された場合はその活用について説明責任と透明性の確保が求められることになった。なお、カナダでは、競技団体が SFAF に基づき資金交付を受けようとする際には、資格審査段階で図表 Ca-6 のような基準を満たさなければならない。1995 年度に最初に導入されたこの制度は今日までも続いており、2009 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日の 4 年間を対象とした「スポーツカナダ：スポーツ資金交付および説明責任枠組み－中央スポーツ組織適格性基準（夏季スポーツ版）－」（SFAF IV: 2009-2013）が中央スポーツ組織に対して展開されている。また、カナダオリンピック委員会(COC)、アスリートカナダ、カナダスポーツ紛争解決センター等の複合スポーツサービス団体（MSO）に対する SFAF は 2005 年に導入され、次は 2011 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日の期間で展開される。

**図表 Ca-6 スポーツカナダ：スポーツ資金交付および説明責任枠組み（2009-2013）**  
**－中央スポーツ組織（NSO）適格性基準（夏季スポーツ版）－**

|   |
|---|
| <p><b>A：一般基準（GENERAL CRITERIA）</b></p> <p>① 統括するスポーツが、スポーツカナダの定めた「スポーツの定義」を満たしている。</p> <p>② 当該スポーツを代表する唯一の中央統括団体である。</p> <p>③ 会員によって民主的に選ばれたボランティア指導組織がある。</p> <p>④ 両公用語（英語・フランス語）で書かれかた定款，規則等がある。</p> <p>⑤ カナダ会社法第 2 篇に基づく法人である。</p> <p>⑥ 過去 4 年分の独立監査された年度ごとの財務諸表がある。</p> <p>⑦ 長期競技者養成(LTAD)の原則に基づく形式的かつ倫理的に問題のないスポーツプログラム等の提供に取り組んでいる。</p> <p>⑧ 理事会に承認された，測定可能な目標を含みかつ LTAD の原則に基づく長期育成に関する複数年計画がある。</p> <p>⑨ 形式的かつ倫理的に問題のないコーチング教育の原則に取り組んでいる。</p> <p>⑩ 形式的かつ倫理的に問題のない審判教育の原則に取り組んでいる。</p> <p>⑪ 2004 年スポーツにおけるドーピング防止に関するカナダの政策および関連のカナダ・ドーピング防止プログラムを採用した。</p> <p>⑫ 公用語に関するスポーツカナダ：資金交付指針に従う公用語に関する方針等がある。</p> <p>⑬ 参加者，競技者，コーチ，審判および指導者と同様に，とりわけ女性，障害者，先住民に対する公正およびアクセスに関する方針がある。</p> <p>⑭ 競技者中心の方針があり，高水準競技者の意思決定への直接的関与を明示している。</p> <p>⑮ 競技者養成プログラムおよびナショナルチームプログラムの技術指導での有資格コーチの基本的役割と重要性を認識している。</p> <p>⑯ 報告および告発調査のための手続きを含む，ハラスメントおよび虐待に関する方針がある。</p> <p>⑰ 適正手続および自然的正義の原則と一致し，またカナダスポーツ紛争解決センターの裁判外紛争解決サービスへの照会を認める規定を含む内部不服審査プロセスがある。</p> |
| <p><b>B：国内範囲基準（NATIONAL SCOPE CRITERIA）</b></p> <p>① 3,000 人以上の登録会員がいる。</p> <p>② 8 以上の州・準州スポーツ組織をもつ。</p> <p>③ 6 以上の州・準州が定期的に競う年 1 回の全国選手権大会がある。</p>   |
| <p><b>C：国際範囲基準（INTERNATIONAL SCOPE CRITERIA）</b></p> <p>① 国際競技連盟(IF)に加盟し，カナダにおける当該スポーツを代表する統括団体として認められている。</p> <p>② IF 等が世界ドーピング防止規程を採択し，履行している。</p> <p>③ IF に 35 以上の加盟国があり，過去 4 回の世界選手権大会に 20 カ国以上が参加している。<br/>         (ただし，パラリンピック関連は別基準)</p> <p>④ 2000 年 1 月以降のオリンピック等の世界選手権において 16 位以内等が少なくとも 1 人いる。<br/>         (ただし，非オリンピック競技，パラリンピック競技，非パラリンピック競技等は別基準)</p>  |

注) 中央スポーツ組織(NSO)は、「A:一般基準」のすべてを満たし，それに加え「B:国内範囲基準」または「C:国際範囲基準」の少なくとも 1 つにおいて，すべてを満たしていることを証明しなければならない。

出典: <http://www.pch.gc.ca/pgm/sc/pgm/cfrs/criteriasfaf4-eng.pdf> をもとに作成

## (2) 財源

### 1) スポーツくじ等による財源

カナダにおける宝くじ (lottery) の歴史は、カナダ連邦刑法典の改正を受けケベック州で 1969 年 12 月に設立されたロト・ケベック (Loto-Québec ; 北米で 3 番目) が、1970 年に販売を開始した宝くじからはじまる。1973 年に連邦議会で可決された「1976 年オリンピック法」(第 10 条) に基づき、1976 年オリンピック競技大会組織委員会 (ケベック州法人) は、1976 年モンリオールオリンピック競技大会の資金を調達する宝くじ計画を運営することを認められ、また、当該州政府が同意した州に限り宝くじ販売が許され、売上をオリンピックおよび参加している州のアマチュアスポーツの発展のための資金として用いられることが定められた。国営宝くじとなるオリンピック宝くじ (Canada Olympic Lottery) 1 等 100 万カナダドル(約 8,400 万円)がカナダではじめて導入されたのである。1974 年 4 月 15 日に第 1 回の抽選が行われ、1976 年までの間の 9 回のくじで、2 億 3,000 万カナダドル(約 193 億 2,000 万円)がオリンピックのために、2,500 万カナダドル(約 21 億円)が州のために調達され、1 億 9,000 万カナダドル(約 159 億 6,000 万円)が賞金 (払い戻し金) として配分された。

同オリンピック終了後、多額の赤字に対するケベック州の支払いの資金を調達するためにロト・カナダ公社が設立 (1976 年) されカナダ宝くじ (Loto-Canada) が導入された。この宝くじは、宝くじをケベック州の独占分野とみなした他の州に強く反対された。1979 年の協定 (agreement) に基づき、消費者物価指数に応じて調整された 10 州政府による連邦政府への 3 ヶ月ごとの支払い (600 万カナダドル : 約 5 億 400 万円) の見返りとしてロト・カナダ公社は連邦政府によって清算され、同公社の利益の 82.5%がオリンピック負債に、12.5%が州へ、5%がフィットネスとアマチュアスポーツ、レクリエーション、芸術および文化に関するプログラム支援のために配分された。その後、1981 年に新しいスポーツセレクトくじ (Sport Select pool) として国営宝くじが復活したが、1984 年に再度撤退することとなった。これ以後、連邦政府は宝くじに関与していない。

カナダにおいて宝くじは州政府および準州政府の管下にある手段であり、幾つかの政府がこの収入を他の目的に加えてスポーツのために用いている。現在、カナダ連邦政府のスポーツ財源は宝くじによって生み出されておらず、カナダ連邦政府のスポーツ財源は連邦政府予算編成プロセス (Government's Budget Process) による財務枠組み (fiscal framework) を通じて得られている。

なお、州独自に官設民営方式の宝くじ会社を設立し、その収益の一部をスポーツ振興財源などに充てている州もある。たとえば、オンタリオ州では「オンタリオ宝くじ・ギャンブル公社 (Ontario Lottery and Gaming Corporation : OLGC)」が QUEST FOR GOLD CROSSWORD を販売し、ブリティッシュコロンビア州では「BC 宝くじ公社 (BC Lotteries Corporation : BCLC)」が SportsFunder を販売しそれぞれの州のアマチュアスポーツに対する支援等をしている。

## (3) 税制

### 1) 税制上の優遇措置

児童フィットネス税額控除 (Children's Fitness Tax Credit) とは、親が、その子ども (16 歳以下) を所定の身体活動プログラムに参加させた際に支払った年間総費用のうち、児童 1 人につき年間 500 カナダドルまで税額控除 (Non Refundable) を請求することができる制度である。ここでの親とは「本人またはその配偶者若しくはコモンローパートナー (日本の事実婚に近い相手)」を意味する。また、所定の身体活動プログラムとしては、ホッケー、サッカーのような激しいゲームはもちろん、継続性、適合性、運動効果等が保障されているものであればゴルフレッスン、乗馬、ヨット、ボウリングなどの身体活動プログラムもその対象になっている。ただし、モータースポーツ、個人指導、正課の学校プログラムなどは対象外であり、たとえフィットネスキャンプであったとしても宿泊費、交通費、飲食費等は適応外となっている。なお、子どもが障害児の認定を受けている場合は 18 歳以下が

その対象となり、最低 100 カナダドルの支出があるという条件で 500 カナダドルの加算金を上乗せして請求することができる。

児童フィットネス税額控除は、子どもたちに規則的運動、バランスのよい成長および健康的な生活様式を奨励するための手段として 2007 年 1 月 1 日から導入された制度である。家庭の経済的負担を軽減することで子どもたちの身体活動を促進することを意図していた制度だが、従来から子どもを積極的に身体活動プログラムに参加させていた裕福な家庭はこの制度を利用する必要性があまりないことや、低所得者層の家庭においては税額控除の恩恵がほとんど実感できない（そもそも所得税が免除されているか、納税額が少ない）ことなどがあって、現状は期待どおりの効果があがっておらず、近々、制度の見直しが行われるようである。なお、健康問題は子どもだけではないとの考えから、スポーツ関係団体が中心となり成人フィットネス税額控除 (Adult Fitness Tax Credit) の導入を政府に働きかけるキャンペーンも行われている。また、オンタリオ州のように幅広い身体活動に適用範囲を広げた還付可能税額控除 (Refundable Tax Credit) となる児童アクティビティ税額控除 (Children's Activity Tax Credit) (2010 年～) を独自に導入した州もある。

## 2) 中央スポーツ組織等への寄付および贈与に係る税優遇措置

カナダでは連邦所得税法 (Income Tax Act) において幾つかの税優遇措置 (tax incentives) が規定されており、その中の 1 つに、個人または法人からなされる中央スポーツ組織 (NSO) 等への寄付 (donation) および贈与 (gift) に対する税額控除 (tax deduction) の制度が設けられている。寄付等が受けられる団体の条件は連邦所得税法第 248 条 (1) に定義されており、当該スポーツの振興を連邦レベルで担うアマチュアスポーツ統括団体 (NPO) であって、「カナダ歳入庁 (Canada Revenue Agency: CRA)」に申請をして「認定カナダ・アマチュア競技協会 (Registered Canadian Amateur Athletic Association: RCAA)」の資格を得ていなければならない。ただし、この制度において、各団体所属の特定選手を支援するための寄付は対象外となっている。また、州レベルまたは地域レベルのスポーツ団体、クラブ等は RCAA の資格対象外になっており、特に、州・地域レベルにおける関係者から改善が求められている。

## II スポーツ政策の施策事業

### 1. スポーツ基本計画

#### (1) 連邦スポーツ政策 (CSP)

今日のカナダのスポーツ政策は、2002年策定の連邦スポーツ政策 (CSP) に基づき展開されている。本政策の原点は、デニス・ミルズ (Dennis Mills) 下院議員が委員長を務めた「カナダ民族遺産に関する下院常任委員会・スポーツ調査小委員会」が1998年12月に公表した通称ミルズ報告 (Mills Report) にある。同委員会は1997年11月に設置され、215のスポーツ組織等への質問調査 (109団体から返答) を行うとともに1年間で計23回の公聴会 (41参考人) を開き、最終的にスポーツ政策に対する69項目の勧告を含む「カナダのスポーツ：リーダーシップ、協同および説明責任 (SPORT IN CANADA: Leadership, Partnership and Accountability)」をまとめた (添付資料：図表Ca-10参照)。その後、同委員会の副委員長でもあったデニス・コデーレ (Denis Coderre) 下院議員 (アマチュアスポーツ担当政務官) が中心となり、2000年1月からカナダのスポーツ政策開発を目的としてパンカナダスポーツ協議プロセス (Pan-Canadian sport consultation process) が開始され、国内6カ所の地域会議、連邦・州・準州政府スポーツ担当大臣会議、全国スポーツサミット (議長：カナダ首相) などのプロセスを経て同政策の策定に至った。

本政策では2012年までに達成すべき4つの政策目標が掲げられている。

「スポーツ参加の向上 (Enhanced Participation)」

「国際競技力の向上 (Enhanced Excellence)」

「潜在能力の向上 (Enhanced Capacity)」

「相互作用の向上 (Enhanced Interaction)」

4つの政策目標のうち①スポーツ参加の向上、②国際競技力の向上が主たる政策目標となり、この2つの目標を達成するための補完 (触媒) 的な目標として③潜在能力の向上、④相互作用の向上が位置付けられている。

①スポーツ参加の向上とは、主として地域、学校およびスポーツ組織の場においてスポーツ参加 (競技者、参加者、役員、ボランティア等) 人口とスポーツサービスの質を高めることにより個人、コミュニティ、スポーツ組織等の利益の最大化を目指すものである。

②国際競技力の向上とは、高い倫理基準・価値観を伴うスポーツ環境で練習を積んだカナダ人競技者の国際競技大会での成功による個人、社会の利益の向上を目指すものである。

③潜在能力の向上とは、カナダのスポーツシステムを形成する基本要素としての個人 (コーチ、インストラクター等)・スポーツ医科学・調査研究・技術はもちろん財政的・物質的潜在能力を向上することにより目標①②の達成を目指すものである。

④相互作用の向上とは、スポーツ界、政府、民間部門等のステークホルダー (利害関係者) 間の協同と意思疎通をはかることによりカナダのスポーツシステムの構成要素をより結合・調和させ目標①②の達成を目指すものである。

連邦スポーツ政策の特徴は、①14の政府が政策ビジョン・目標を共有し、②政策開発にスポーツ組織、スポーツ産業などのステークホルダーが関与し、③目標設定や意思疎通において政府とスポーツ関係機関の代表者との協同を約束していることである。また、本政策の中で「FROM POLICY TO ACTION」と謳われているように、④政策だけで目標達成をはかるのではなく、補完的な行動計画 (Action Plan) 策定の必要性を指摘していることも特徴的であり、実際に、「The F-P/T Priorities for Collaborative Action」「The Sport Excellence Strategy」など多くの行動計画が策定されている。

|       |   |
|-------|---|
| 2002年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• Canadian Strategy for Ethical Conduct in Sport</li> <li>• The F-P/T Priorities for Collaborative Action 2002-2005</li> </ul> |
| 2003年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• The Canadian Policy Against Doping in Sport</li> </ul>   |
| 2005年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• Sport Canada's Policy on Aboriginal Peoples' Participation in Sport</li> <li>• Sport Excellence Strategy</li> </ul>          |
| 2006年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• Policy on Sport for Persons With a Disability</li> </ul>   |
| 2007年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• The F-P/T Priorities for Collaborative Action 2007-2012</li> </ul>   |
| 2008年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• The Federal Policy for Hosting International Sport Events</li> <li>• Sport Canada's Anti-Doping Sanctions</li> </ul>         |
| 2009年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• Actively Engaged: A Policy on Sport for Women and Girls: Action Plan 2009-2012</li> </ul>                                    |

上記のように、カナダのスポーツに関する政策、行動計画、戦略等の文書（document）は、連邦政府のみならず州・準州レベルにおいても非常に多く策定・公表されているが、「一貫性」と「連関性」の面で実に合理的に体系化されている。「一貫性」とは、連邦レベルの政策目標を合意のうえ州・準州政府が忠実に受けて政策・施策に反映させていることを意味する。また「連関性」とは、本政策とは別にその政策目標に即して年次ごとの数値目標等を示した行動計画（Action Plan）や戦略（Strategy）等が網羅的に策定されていること、政策課題としている特定対象（先住民、障害者、少女・女性）ごとの個別政策が策定されていることなどを意味する。この点は、カナダのスポーツ関係機関・関係者にとって自国のスポーツの方向性が明確になるとともに、それに向けての手段・方法を構想および実践しやすくするものと考えられる。

現在、カナダでは連邦・州・準州政府から代表者が1人ずつ集まりワーキンググループ（14人）を作り2013年以降の連邦スポーツ政策の改定作業に取り組んでいるところである。連邦スポーツ政策の4つの目標ごとの達成度の検証作業をした結果、おおむね目標は達成したものの、唯一、スポーツ参加（低所得者、障害者等の少数グループ）の達成度が低いことが確認されたようである。また、新しい課題として、多様性（diversity）とスポーツ、スポーツシステムの強化（特にコミュニティ）、コミュニティに果たすスポーツの役割、子どもへのボランティアスポーツ指導の質、子ども時代のスポーツ経験の選択（多種目、専門化）などが議論されているようである。基本的には現政策の4つの政策目標を継続したマイナーチェンジになる見込みである。

## 2. スポーツ振興施策

### （1）生涯スポーツ振興施策

#### 1) スポーツ参加促進施策

##### ①カナディアン・スポーツ・フォー・ライフ（Canadian Sport for Life : CS4L）

今日のカナダの生涯スポーツ施策の中心は「カナディアン・スポーツ・フォー・ライフ（Canadian Sport for Life : CS4L）」である。本施策は、カナダにおける“スポーツ（身体活動）の質”を改善することにより、健康増進、コミュニティ強化、競技力向上およびナショナルアイデンティティ強化を目指そうとするムーブメントであり、そのスローガンでもある。

実際のプログラムは、スポーツカナダの特別施策として2004年から開始された「長期競技者養成（Long-Term Athlete Development : LTAD）モデル」であり、連邦政府からの補助金を受けようとする中央スポーツ組織に対して競技ごとの長期競技者養成プログラムの開発を求める競技力向上施策の一環であった。同モデルは、生涯を①Active Start（男女：0～6歳）②Fundamentals（男子：6～9歳、



女子：6～8歳）③Learning to Train（男子：9～12歳、女子：8～11歳）④Training to Train（男性：12～16歳、女性：11～15歳）⑤Training to Compete（男性：16～23歳、女性：15～21歳）⑥Training to Win（男性：19歳～、女性：18歳～）⑦Active for Life（年齢に関係なし）の7ステージに区切り、各ステージに適合した身体活動内容、目標等を示している。

「長期競技者養成」モデルは、当初から“同モデルを通した生涯スポーツの実践”を目指すものであったが、名称および全体的印象において「競技者養成」の色彩が強く、競技とは無関係な人々、あるいは競技スポーツへの参加を目指さない子どもたちの身体活動の奨励・促進には結びつけづらかった。したがって、現在は、競技者養成のニュアンスの強い同モデルよりも、生涯スポーツの趣旨がダイレクトに伝わるカナディアン・スポーツ・フォー・ライフが施策の前面に出されるようになってきている。ここ数年、カナダでは同施策のコンセプトが生涯スポーツの実践にあることを国全体に浸透させようとする動きが各方面で活発化している。その1つのプログラムとして、2012年2月に「カナディアン・スポーツ・フォー・ライフ全国サミット」の開催（オタワ）が予定されている。

## ②スポーツデー（Sport Day in Canada）

パティシパクション（ParticipACTION）が主催する「スポーツデー（Sport Day in Canada）」は、2010年からはじまった、日本でいえば「体育の日」のイベントにあたるプログラムであるが、全国的な盛り上げ方は非常に参考になる。第1回目のスポーツデー（Sport Day in Canada）は、「カナダ放送協会（Canadian Broadcasting Corporation：CBC）」他の協賛を得て2010年9月18日に行われた。同協会は、その10週間前からスポーツデーに関する2分間のCMを流しはじめ、1週間前からカナダ各地でスポーツイベントが開始され、当日を迎えるプログラムであった。9月11日から18日までに1,000以上の組織がイベント等を実施して、約100万人が全国各地ではじめてのスポーツデーを盛り上げ、当日は放送時間の約半分がアマチュアスポーツについて取り扱われたようである。（パティシパクションの組織概要については、Ⅲ. 2. にて後述する。）

## ③パティシパクション・パートナーネットワーク（ParticipACTION Partner Network：PPN）

「パティシパクション・パートナー・ネットワーク（ParticipACTION Partner Network：PPN）」とは、身体活動とスポーツ参加に関する非営利の公的機関からなるネットワークであり、各会員組織を支援するだけでなく、カナダにおける身体活動とスポーツ参加に関する分野を強化していくことを意図している。身体活動・スポーツ・レクリエーション・健康等に関係のある非営利組織であることが入会の条件で、メディア関係や企業や個人は会員になれない。会費は無料である。登録パートナーは、パティシパクションのウェブサイト内のParticipACTION Tool Kitにアクセスでき、パティシパクションのロゴ、映像、資料等をダウンロードし、活用することができる。

## ④身体活動ガイドライン（Canadian Physical Activity Guidelines）

2011年1月24日、「カナダ運動生理学会（Canadian Society for Exercise Physiology：CSEP）」は、新しい身体活動ガイドライン（Canadian Physical Activity Guidelines）を公表した。このガイドラインは、公衆衛生庁の援助を受けて同学会が開発したもので、1998年（成人対象）、1999年（高齢者対象）および2002年（児童・青少年対象）に、カナダ政府と同学会が開発したカナダ身体活動ガイド（Canada's Physical Activity Guides）を最新の科学的エビデンスに基づきバージョンアップしたものである。ガイドラインの新旧にかかわらず、身体活動はスポーツだけを意味するのではなく、犬の散歩、ガーデニング、鬼ごっこ、雪だるまづくり、雪ぞり遊び、落ち葉拾いやガレージ掃除のような家事なども含まれるという考え方のもと、四つの年齢区分（児童・青少年・成人・高齢者）ごとの健康づくりに有益な身体活動の量と種類が説明されている。旧ガイドからの主要な変更点は、推奨

する身体活動と年齢区分の仕方が新しいアメリカおよび世界保健機関 (WHO) のガイドラインと協調していることである。また、旧ガイドラインが基本的に紙媒体で公衆衛生庁から配布されていたのに対して、新ガイドラインについては、現代のインターネットの普及に即して、政府関係機関、カナダ運動生理学会、パティシパクション等のウェブサイトから国民が情報（「Get Active Tip Sheets」）を得る形式が基本となっている。年齢区分の変更は、学齢期すべてをカバーするようになったこと、高齢者の範囲を 55 歳以上から 65 歳以上に引きあげたことなどである。なお、その他にも食育を含む教育用の教材・広報物（「Eat Well and Be Active Educational Toolkit」）が開発・提供されている。以下は「身体活動ガイドライン」の年齢区分と詳細がわかりやすいパティシパクションの関連情報 URL である。

・ 児童期：5～11 歳／・ 青少年期：12～17 歳／・ 成人期：18～64 歳／・ 高齢期：65 歳以上  
※<http://www.participaction.com/en-us/GetInformed/PhysicalActivityGuidelines.aspx>

### ⑤スポーツ・フォー・モアプログラム (Sport for More Program)

「スポーツ・フォー・モアプログラム」とは、オンタリオ州健康増進・スポーツ省とスポーツカナダが結んだ 2008 年度から 2010 年度の 3 年二者間協定（50%ずつ分担）に基づく、カナダにおける少数（被差別）グループのスポーツ参加向上のためのプログラムである。年間 530 万カナダドル（約 4 億 4,500 万円）が少数民族、高齢者、女性、先住民族コミュニティ、低所得家庭の児童・青少年および障害者のためのプログラムのために支出されている。

## 2) 子どものスポーツ振興に関する施策

### ①カナダの児童身体活動に関する通信簿 (Active Healthy Kids Canada Report Card)

カナダの子どもたちの身体活動水準 (Physical Activity Levels) に関する調査をして報告書を作成・公表するプログラムであるが、カナダの子どもたちの身体活動に関する取組み・達成度についての評価もされており、カナダ (国) に対する「成績表」でもある。2010 年版のカナダの子どもたちの身体活動水準は、「ABCDF」の 5 段階評価のうちの「F」評価であった。ちなみに、評価内容は「F=わが国は、非常に少数の青少年のみで成功している。」である。

### ②ソーゴ・アクティブプログラム (Sogo Active : アクティブに行こうぜ! プログラム)

パティシパクション (ParticipACTION) が実施する「ソーゴ・アクティブ」と呼ばれるプログラム。何かの略語ではなく「アクティブに行こうぜ!」のニュアンスをもつ、カナダの 13 歳から 19 歳の子どもたちに身体活動を促し、身体的不活動の危機 (physical inactivity crisis) に打ち勝とうとする全国的なプログラムである。コカコーラ・カナダが協賛しており、5 年間で 500 万カナダドル (約 4 億 2,000 万円) の予算がある。パティシパクションが企画・調整をするが、各コミュニティにプログラム実施組織 (約 1,050) がある。魅力あるプログラムが実施されているが、代表的なものに、大人がプログラムを企画するのではなく、子どもたち自身に友達を巻き込むような身体活動プログラムを企画・運営させ、その内容やユニークさを競うコンテストがある。各自が企画したプログラムをインターネットで投稿 (応募) し、予選レベルはウェブサイト上での投票によって振いかけられ、本審査に出場できた上位 12 人には賞金 5,000 カナダドル (約 42 万円) が渡されるというプログラムである。

## (2) 国際競技力向上施策

### 1) 競技力向上施策

#### ① 競技者支援プログラム (Athlete Assistance Program : AAP)

競技者支援プログラム(AAP)は、スポーツカナダから競技者に対して直接金銭的支援がなされる唯一の資金交付プログラムであり、非課税の補助金(grants)で生活費、トレーニング経費、学費等に充てられる。原則として、「スポーツ資金交付および説明責任枠組み(Sport Funding and Accountability Framework : SFAF)」の審査を経てスポーツカナダからの資金交付受給資格を得ている中央スポーツ組織(NSO)に所属している競技者で、当該競技において世界16位以内またはそれをねらえる水準にあることが支給対象基準になっており、シニア資格には月額1,500カナダドル(約12万6,000円)、育成資格には月額900カナダドル(約7万5,600円)が支給される。各競技団体別への同プログラムの支給配分額(案)は、オリンピックにおけるメダルの獲得を目的とした国主導のプログラムである「Own the Podium : OTP」(後述)で作成され、そこからスポーツ担当大臣への勧告(recommendation)を経てスポーツカナダが決定し、対象競技者に支給される。2010年度のAAP予算は2,667万カナダドル(約22億4,000万円)で、2009-2010年度は男性競技者956人、女性競技者853人に支給資格を認定した。なお、競技者が健常者であるか障害者であるかは関係なく同一基準に基づき定められた金額が支給されている。

#### ② スポーツ援助プログラム (Sport Support Program : SSP)

スポーツ援助プログラム(SSP)は、連邦スポーツ政策(CSP)の執行に関連するもっとも重要な資金交付手段である。「スポーツ資金交付および説明責任枠組み(SFAF)」の審査基準に合った有資格の特定NPOである中央スポーツ組織や複合スポーツサービス団体等に、2010年度は1億4,600万カナダドル(約122億6,400万円)の補助金等がスポーツカナダから交付された。同プログラムは、世界最高水準の競技者およびコーチを養成すること、すべての競技者に対して専門的スポーツプログラムを提供すること、社会のあらゆる層のカナダ人のスポーツへの関与を高めること、カナダ国内外においてカナダ人の利益と価値を高めることを意図しており、以下の5系統で資金交付(2009年度実績)がなされている。

##### ○中央スポーツ組織(NSO) :

「Alpine Canada Alpin : 276万カナダドル(約2億3,200万円)」

「Athletics Canada : 421万カナダドル(約3億5,400万円)」

「Skate Canada : 145万カナダドル(約1億2,200万円)」等

##### ○複合スポーツサービス団体(MSO) :

「カナダコーチング協会 : 406万カナダドル(約3億4,100万円)」

「カナダパラリンピック委員会 : 115万カナダドル(約9,700万円)」等

##### ○カナダスポーツセンター(CSC) :

「カルガリー : 230万カナダドル(約1億9,300万円)」

「オンタリオ : 124万カナダドル(約1億400万円)」

「モントリオール : 185万カナダドル(約1億5,500万円)等(全7カ所)

##### ○連邦一州・準州二者間協定(Federal-provincial/territorial bilateral agreements)

##### ○プロジェクト : 「LTAD」「ParticipACTION」「公用語」等

なお、スポーツ援助プログラムによる補助金(2011年度)は、中央スポーツ組織については夏季オリンピック競技27、冬季オリンピック競技10、その他19の計56団体、また複合スポーツサービス団体については15団体に交付されている。

### ③大会主催プログラム (Hosting Program : HP)

大会主催プログラム (HP) は、スポーツカナダがカナダ競技大会 (日本の国民体育大会のようなもの) およびカナダにおける国際競技大会を開催するスポーツ組織に対して、当該大会の開催費のうち最大 35% (例: カナダ競技大会) の補助金を交付するプログラムであり、カナダの国際競技力の向上およびスポーツ組織の国際的地位を高めることを目的としている。1976 年モントリオールオリンピックの苦い経験 (多額負債) の反省によるものと考えられるが、身の丈に合った大会を運営および無計画な大会招致の歯止めという連邦政府 (スポーツカナダ) の姿勢がうかがえる。州レベルの大会主催プログラムもあるが、スポーツカナダの同プログラム対象カテゴリーは以下の四つとなっている。

- 大規模国際総合競技大会 (International Major Multi-Sport Games : IMM)
  - 「夏季および冬季オリンピック・パラリンピック競技大会」「英連邦競技大会」
  - 「パンアメリカン・パラパンアメリカン競技大会」等
- 各スポーツの国際大会 (International Single Sport Events : ISSE) ※各 IF 主催
  - 「世界選手権」「ワールドカップ」「オリンピック選考大会」「パラリンピック選考大会」等
- 先住民および障害者のための国際総合競技大会 (International Multisport Games for Aboriginal Peoples and Person with a Disability : IMGAPPD)
  - 「北極圏冬季競技大会」「北米先住民競技大会」「スペシャルオリンピックス」
  - 「デフリンピック」等
- カナダ競技大会 (Canada Games) ※日本の国民体育大会のようなもの

## 2) スポーツ施設整備

カナダでは、スポーツ施設は自治体、教育機関および企業、あるいはそれらを組み合わせた組織の予算により建設されるが、連邦施設基盤整備プログラム (Federal Infrastructure Program) や「各スポーツの国際大会 (International Single Sport Events : ISSE)」、「大規模国際総合競技大会 (International Major Multi-Sport Games : IMM)」、カナダ競技大会等の開催との関連で連邦政府から資金提供されることがある。連邦施設基盤整備プログラムに基づき、連邦政府は 2007 年にカナダ建設計画 (Building Canada Plan) (7 カ年) として 330 億カナダドル (約 2 兆 7,700 億円) の支出を決め、同計画の基盤事業として、カナダ国内のインフラを建築および改築するために州、準州および自治体を支援する 88 億カナダドル (約 7,300 億円) のカナダ建設計画基金 (Building Canada Plan Fund) を設けた。また、「2009 年度連邦予算 (Budget 2009)」は、5 億カナダドル (約 420 億円) の「カナダレクリエーション施設基盤整備 (Recreational Infrastructure Canada : RinC) 基金」(2011 年 3 月 31 日までの 2 年間) の公表により、カナダ連邦政府のスポーツおよびレクリエーション施設整備に関する公約を確実なものにした。この施設基盤整備基金は自治体、ファーストネーション (先住民の一部)、群 (counties)、地域組織およびその他の NPO がスポーツおよびレクリエーション施設を建築および改築するために資金提供するものである。なお、連邦政府からの施設整備補助金は総費用の 3 分の 1 (例外的に 50%) までとなっており、残りは、州・自治体政府、地域組織、民間部門等のステークホルダーの費用負担となる。

### (3) スポーツの保護関連施策

#### 1) ドーピングに関する施策

カナダ連邦政府のドーピング防止に関する取組みは「薬物使用とドーピングコントロール政策」が策定された 1983 年に既に始まっており、国際的に決して遅れていた訳ではないが、1988 年ソウルオリンピックでのベン・ジョンソン元選手の薬物スキャンダルはカナダスポーツ界に汚点を残したと同時に、カナダのその後のドーピング施策に多大な影響を与えた。このスキャンダルを受け、連邦政府は直ちにカナダスポーツ界におけるドーピング実態を調査するための「デュビン調査 (Dubin Inquiry)」と呼ばれる「競技力向上目的の薬物使用及び禁止行為に関する調査委員会」を設置した。委員長を務めたチャールズ・デュビン判事のリーダーシップのもと約 10 ヶ月間にわたり公聴会 (証人 119 人、供述書 14,817 ページ、証拠物件 295) が開かれ、1990 年に「デュビン調査報告書」(638 ページ、70 勧告) が公表された。同報告書の勧告により、1991 年に「カナダドーピング防止機構 (Canadian Anti-Doping Organization : CADO)」が設置 (※運営は 1992 年 1 月～) され、カナダのドーピング防止プログラムの開発が任された。1992 年、同機構は「カナダ薬物乱用防止センター (Canadian Centre for Drug-free Sport : CCDS)」に名称変更し、1995 年には「フェアプレー・カナダ (Fair Play Canada)」との合併に伴い「カナダスポーツ倫理センター (Canadian Centre for Ethics in Sport : CCES)」が誕生した。

現在、カナダ連邦政府のドーピング施策は「スポーツにおける倫理的行動のためのカナダの戦略 (Canadian Strategy for Ethical Conduct in Sport)」(2002 年)、「身体活動・スポーツ法」(2003 年)、「スポーツにおけるドーピングに関するカナダの政策 (Canadian Policy Against Doping in Sport)」(2004 年) 等に基づき展開されているが、その中心的役割を担っているのがカナダスポーツ倫理センターであり、国際的にも先駆的な機関として認められている。同センターは「世界ドーピング防止機構 (World Anti-Doping Agency : WADA)」のカナダ代表機関であり、2009 年度のスポーツカナダからの補助金は 558 万カナダドル (約 4 億 6,872 万円) であった。

同センターは、カナダのドーピング防止に関する取組みの管理・監督機関であり、カナダ国内のドーピングコントロールに適用される一連の規則である「カナダドーピング防止プログラム (Canadian Anti-Doping Program : CADP)」を管理している。同プログラムは、世界ドーピング防止規程 (World Anti-Doping Code) とすべての国際基準に従っており、カナダにおける価値観に基づくスポーツのための教育基準を定めるとともに、プログラムの遂行方法や結果管理プロセスについて詳しく述べている。カナダスポーツ倫理センターは公式的には世界ドーピング防止規程および必須の国際基準を 2009 年 3 月 25 日に承認したが、最新のカナダドーピング防止プログラムの Version 3.0 は 2011 年 3 月 1 日から発効している。

なお、同センターはその生い立ちから「公正なスポーツ」の実現に向けての役割も担っており、2001 年に連邦、州および準州スポーツ担当大臣によって署名された「ロンドン宣言 (London Declaration)」以降、その内部に「トゥルースポーツ事務局 (True Sport Secretariat)」(※真のスポーツ、または正当なスポーツの意) を置いている。同事務局は「トゥルースポーツ戦略 (True Sport Strategy)」に基づき、多くの利害関係機関の協力を得て関連施策を講じている。カナダでは、ドーピング防止と公正なスポーツの実現に向けての施策が包括的枠組みのなかで展開されているところが特徴的であるといえる。

## 2) スポーツ紛争解決制度

カナダにおいてスポーツ紛争処理を担っている裁判外紛争解決 (ADR) 機関は「カナダスポーツ紛争解決センター (Sport Dispute Resolution Centre of Canada : SDRCC)」である。同センターは 2003 年 3 月 19 日に制定された「身体活動・スポーツ法」(第 9 条)に基づき 2004 年 4 月に設置されたカナダ民族遺産大臣を通じてカナダ連邦政府が全額出資する非営利法人 (※独立機関) である。また、「紛争予防リソースセンター」および「紛争解決事務局 (不服申し立て所)」の中核 2 業務部門をもち、スポーツ担当大臣によって任命された理事会によりそれらの業務の執行が監督されている。理事会は、理事長を含む 12 人以内の理事および投票権をもたないセンターの事務担当理事から成る。12 人の理事は地域および文化的多様性ならびにカナダスポーツ界における幅広い多様性を反映するものとし、理事のうち競技者代表は 3 人以上、コーチ代表・中央スポーツ組織代表・メジャー競技大会組織代表は各 1 人以上含まねばならない。また、事務局には 4 人の有給スタッフのポジションがある。2009 年、度のスポーツカナダからの補助金は 856,000 カナダドル (約 7,100 万円) であった。

カナダスポーツ紛争解決センターの使命は、スポーツ紛争に関する裁判外紛争解決サービスおよび裁判外紛争解決に関する専門家の意見および助言をスポーツ界に提供することである。「紛争予防リソースセンター」がカナダにおけるスポーツ界の紛争を予防するための情報、手段、文書等の情報を提供し、「紛争解決事務局 (不服申し立て所)」がカナダのすべての地方に配置される調停人、中立的第三者、仲裁人らが当事者間の調停、仲裁等の裁判外紛争解決手続きを行う。同センターは、毎会計年度の事業計画および年次報告書をカナダ民族遺産大臣を通じて連邦議会 (上院・下院) に提出しなければならない。

### (4) その他

#### 1) スポーツカナダ・リサーチイニシアチブ (Sport Canada Research Initiative : SCRI)

カナダでは 1943 年「全国体力法」(1961 年法以前の身体活動に関わる法律、1954 年に廃止) 制定以来、1961 年法制定後も含め、国民の健康づくりに資する調査研究への助成金や体育系学部・大学院で学ぶ学生に対する奨学金などの資金交付が行われ、その結果、カナダにおけるスポーツ関連研究の発達および大学体育系学部の整備・発展につながったといわれている。この分野への資金交付は 1980 年代のカナダ連邦政府の財政悪化とともに打ち切られたようである。

「スポーツカナダ・リサーチイニシアチブ (Sport Canada Research Initiative : SCRI)」は、2002 年の連邦スポーツ政策の策定および 2003 年法の制定とともにスポーツカナダの新しい研究助成・奨学金プログラムとして制度化されたものである。その目的は、連邦スポーツ政策の目標の達成に資する知識基盤を創出することおよびその他の公共政策の優先課題に対してスポーツの貢献を実証することである。スポーツカナダ・リサーチイニシアチブ審議会基盤プログラム (SCRI Council Programs) は、スポーツカナダ、「カナダ社会・人文科学研究会議 (Social Sciences and Humanities Research Council of Canada : SSHRC)」、「カナダ保健研究機構 (Canadian Institutes of Health Research : CIHR)」との共同プロジェクト等により行われる。研究は公募制のものが多くピアレビューされるので研究者の業績を積む機会としても位置付けられている。

同研究会議とスポーツカナダの共同イニシアチブの 1 つに「スポーツ参加研究 (Sport Participation Research Initiative)」があり、三つの研究助成 (Strategic Joint Initiatives、Doctoral Awards、Postdoctoral Fellowships) がなされている。

### Ⅲ スポーツ関連団体組織とスポーツ政策の関係

#### 1. 国内のスポーツ統括団体

##### (1) カナダオリンピック委員会 (Canadian Olympic Committee : COC)

###### ① 設立背景・特徴

「カナダオリンピック委員会 (Canadian Olympic Committee : COC)」の法的地位あるいは連邦政府との関係を定義する国内法はない。カナダ連邦政府は、1961年のフィットネス・アマチュアスポーツ法制定を契機としてスポーツ分野に積極的に関与するようになったが、同委員会は1907年に設立(および国際オリンピック委員会 (International Olympic Committee : IOC) に承認)されており、連邦政府による法整備よりはるか前より活動を開始している。

現在でも、同委員会の年間収入は94~95%を民間企業、個人からの献金や基金の運用益から得ており、連邦政府とは協力関係を保ちつつも政権交代や政府の政策上の優先順位の変動等に左右されない運営を心がけている。

カナダオリンピック委員会の活動のベースとなる思想は国際オリンピック委員会 (IOC) による「オリンピック憲章」の普及、特に第1章の“オリンピック・ムーブメント”(スポーツを通じた国内および国家間の友情、連帯、フェアプレー精神、相互理解の推進)であり、それらは同委員会の組織理念として謳われている。

###### ② 組織構成

組織の意思決定機関としては、理事会 (COC Board of Directors) と総会 (COC Session) があり、加えて選手による選手委員会 (Athletes' Commission) が存在し、理事会に対してカナダオリンピック委員会による施策や各種プログラムの内容、強化のための財政支援のあり方、競技力向上に関するその他の諸事項について意見する。理事会および総会の議決権メンバー(会員により選出される)の任期は4年となっている。なお同委員会には約3,500人(2011年現在)の会員登録がある。

###### ③ 予算

2009年度の総収入は、1,692万9,000カナダドル(約14億2,200万円)で、そのうち約89%が個人や企業といった民間からの支援による。一方で総支出は、1,565万1,000カナダドル(約13億1,500万円)で、主な内訳は日本円に換算して、以下のとおりである。

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| ○オリンピック向け準備活動(チーム強化費) | : 約6億3,000万円 |
| ○広報・マーケティング活動         | : 約1億3,000万円 |
| ○スポンサー折衝等の活動          | : 約2,300万円   |
| ○管理費(職員の人件費等)         | : 約5億3,500万円 |

管理費が全体の約4割を占めているが、前年の2008年度は実質の自国オリンピック開催準備年であったにもかかわらず、金額ではほぼ同様の日本円にして約5億円(全体:約21億6700万円の約23%)であり、全体の収支に関わらず管理費は横ばいであることがうかがえる。

###### ④ その他

カナダオリンピック委員会は「民間、非政府、非営利組織」であることを前面に出し、国からの財政支援を極力避けることでスポーツに対する政治の影響というリスクの予防に努めている。国全体のスポーツ振興は、連邦政府内のスポーツカナダの担当であり、同委員会の所掌は、オリンピックおよびそれに準じる国際競技大会(パンアメリカン競技大会、各種競技の世界選手権等)に向けた各中央競技団体との連携のもとでの準備活動、オリンピック・ムーブメントの普及活動、オリンピックの自国への招致活動のバックアップなどに限られるというスタンスを明確にしている。

国との協力という点では、2005年にはじまった「OWN・ザ・PODIUM (Own the Podium : OTP)」プログラムの推進が直近の成功事例として注目された。(OWN・ザ・PODIUMの組織概要について)

ては、Ⅲ-2.にて後述する。)

## 2. その他のスポーツ組織

### (1) パティシパクション (ParticipACTION)

#### 1) 略史

1971年7月、パティシパクションの前身の「スポーツ・パティシペイション・カナダ (Sport Participation Canada: SPC)」が、カナダ人の健康づくりに関する意識を啓蒙することを目的として、連邦政府から26万カナダドル(約2,200万円)の補助を得て非営利法人として設置された。1972年には英仏2カ国語のブランド名称としてのパティシパクション (ParticipACTION) に組織名が変更され、その後の活動の代名詞にもなった“ロゴ”もデザインされた。同年、パティシパクションはサスカチュワン州サスカトーンをパイロット自治体を選び、パティシパクション・サスカトーン (ParticipACTION Saskatoon) (※自治体フィットネス意識づけプログラム) を開始した。このプログラムは姉妹都市ウメオ (スウェーデン) との共同で行われ、その後、カナダの50の自治体間でスポーツ等への参加状況を競った Great Canadian ParticipACTION Challenge (1982年) および400万人以上の参加者を集めた CrownLife ParticipACTION Challenge (1983年) へと発展していった。1989年に ParticipACTION Challenge は国際トリム・フィットネス生涯スポーツ協議会 (※現在の国際スポーツ・フォア・オール協議会 (TAFISA)) からチャレンジデー (Challenge Day) として認められ、その後、チャレンジデーは1991年に TAFISA の主催となり、2009年には世界で5,800万人以上の参加者が集うイベントにまで拡大し、現在は世界チャレンジデー (World Challenge Day) という名称で毎年5月に開催されている。

パティシパクションは、カナダ国内において、マスメディアを効果的に活用したさまざまな魅力的なインパクトのある健康づくりに関する広報・啓蒙活動を展開してきたが、連邦政府からの補助金が削減されたことにより、2001年に一度廃止された。6年後の2007年2月17日、パティシパクションは連邦政府からの2年間で500万カナダドル(約4億2,000万円)の補助金(初年度開設資金:140万カナダドル(約1億1,800万円))、次年度:360万カナダドル(約3億240万円)を得て復活を果たし、以前にも増した魅力あるプログラム、イベント等を展開し現在に至っている。

#### 2) 概略

カナダの国家的課題の1つに運動不足による危機 (Inactivity Crisis) があり、パティシパクション復活の根拠もそこにある。パティシパクションの目的は、カナダ人を鼓舞してより活発にさせるような、また、より身体的に活発であることが容易になるように社会全体を奨励するような情報発信をとおして身体活動とスポーツ参加を増進することにある。特に、青少年の身体活動不足や肥満の問題が主たるターゲットになっている。パティシパクションは、民族遺産省スポーツカナダ、公衆衛生庁ヘルシーリビング係、州・準州政府、民間企業、NPO等と連携・協力をしつつ、さまざまなメディアをとおしてメッセージを発信し、斬新なプログラムを企画・実施あるいはコーディネートするなどして、その役割を果たしている。2011年3月現在、パティシパクションは理事会(ボランティア理事17人)によって運営され、マネジメントチーム(3人)およびパティシパクションチーム(9人)によって管理・執行されている。パティシパクションはスポーツカナダのスポーツ援助プログラム (SSP) から補助金を受けており、その金額は2009年度の200万カナダドル(約1億6,800万円)から2010年度は450万カナダドル(約3億7,800万円)に増額されている。

パティシパクションのプログラムは先駆的かつ魅力的なものが多い。内容はもちろんその広報(見せ方、伝え方)が卓越している。(パティシパクションの具体的なプログラムについては、Ⅱ.2.にて紹介済)



## (2) オウン・ザ・ポウディアム (Own the Podium : OTP)

2010年バンクーバーオリンピック・パラリンピック冬季競技大会におけるカナダの成功、特に競技成績(メダル獲得)の大躍進に多大な影響を与えたプロジェクトあるいは組織が「オウン・ザ・ポウディアム(Own the Podium : OTP)」である。和訳すれば「メダルを獲得せよ!」となるように、まさにオリンピックでメダルを獲得するために導入されたプロジェクトである。バンクーバーオリンピック後も、同組織はカナダの国際競技力向上策を推進する上での中核組織として位置付けられている。

### 1) 組織および目標

オウン・ザ・ポウディアムは、スポーツ担当国務大臣の「私的諮問組織」である。法人(Legal Entity)ではなく、その存在に法的根拠はない。バンクーバーオリンピックへ向けてのカナダのスポーツ界をあげた競技力向上の取組みの中で同組織は誕生し、現在の保守党政権またはスポーツ担当大臣と良好な関係を保って存続しているだけである。従って、2011年中に行われるとみられている国政選挙の結果、政権交代等による状況次第では、政府にとってその存在意義も変わる可能性は十分にある。

同組織の組織(概要)は、「諮問委員会(Advisory Board)」(9人)－「OTPマネジメントチーム(MT)」(CEO+ Director 4人)－「OTPチーム」(17人)で構成されており、事務所はカルガリー(冬季種目担当)とオタワ(夏季種目担当)の2カ所に置かれている。同組織の2010-2011年度収入の約7,000万カナダドル(約58億8,000万円)のうち約400万カナダドル(約3億3,600万円)が管理費(人件費、旅費・交通費等)に充てられている。

オウン・ザ・ポウディアムの目標は、オリンピックおよびパラリンピックの競技成績において世界トップレベルを目指すことであり、2012年ロンドンオリンピック・パラリンピック夏季競技大会については、オリンピックで総メダル獲得数順位12位以内、パラリンピックで金メダル獲得数順位8位以内、また2014年ソチオリンピック・パラリンピック冬季競技大会については、オリンピックで金メダル獲得数順位1位、パラリンピックで金メダル獲得数順位3位以内の目標値を掲げている。

### 2) 活動および課題

オウン・ザ・ポウディアムの主たる役割は、中央スポーツ組織等への補助金配分額(原案)を作成し、スポーツ担当大臣に勧告(recommendation)することである。その際、重要な役割を担うのが同組織の9人前後の「競技力向上アドバイザー(High Performance Advisor : HPA)」である。各アドバイザーは1~7競技を担当し、担当する中央スポーツ組織が実施する「ハイパフォーマンスプログラム」をチェックし、そのプログラム内容が実際に効果的なものかどうかを客観的に評価する。その際、「効果的なプログラムを実施しなければ補助金をつけない」とはっきり伝えることもあり、アドバイザーはかなりの高度な知識と経験をもっていることが求められる。なお、これらのアドバイザーの一連の活動は「業績管理枠組み(Performance Management Framework : PMF)」に基づいて行われる。

現在、カナダ国内にある7カ所のカナダスポーツセンターのうち4カ所をカナダスポーツ研究所(CSI)に格上げする構想の実現に向けて準備を開始しており、当該施設がオーストラリア国立スポーツ研究所(AIS)並みの機能と充実したサービスを兼ね備えられるよう、企図している。

また、オウン・ザ・ポウディアムはその法人化を最重要課題としている。現状はスポーツ担当大臣の私的諮問組織という位置付けであって、その存在に法的な根拠はない。同組織が独立した法人としての地位を確保しなければ、その存続についてのリスクを常に背負うこととなるため、法人化が検討されている。一方、現時点で同組織は補助金配分においてその役割を担っており、資金調達を行っている。同組織に対する企業等からの支援はカナダオリンピック委員会、カナダパラリンピック委員会を通じて行なわれるルートに一本化されている。今後、独立した法人格を取得した場合、独自の資金調達が可能になるが、併せて資金調達する責任ももつことになる。



## (2) 障害者スポーツの現状

カナダにおける障害者の人口比率は、カナダ統計局の「2006年参加および活動の制限に関する調査 (Statistics Canada, Participation and Activity Limitation Survey, 2006)」によれば14.3% (15歳未満が3.7%、15歳以上が16.5%) となっている。2001年は12.4%であった。同調査では以下の11の「障害種別 (Type of disability)」が示されていた。

|                     |                     |                |                |
|---------------------|---------------------|----------------|----------------|
| ・聴覚 (Hearing)       | ・視覚 (Seeing)        | ・言語 (Speech)   | ・移動 (Mobility) |
| ・機敏さ (Agility)      | ・苦痛 (Pain)          | ・学習 (Learning) | ・記憶 (Memory)   |
| ・発達 (Developmental) | ・心理 (Psychological) | ・その他 (Other)   |                |

また、カナダにおける障害者スポーツの参加状況については、2006年調査によると障害児 (5歳から14歳) の約63%がスポーツまたは身体活動に参加しており、健常者の子ども (5歳から14歳) のスポーツ参加率51% (2005年調査) に比べると高い傾向にある。なお、成人まで含めた障害者の程度別の身体活動 (エクササイズ、ウォーキング、スポーツ等) への参加状況 (2006年データ) は、軽度: 80.7%、中等度: 72.7%、重度: 56.5%、最重度: 38.9%であった。

## (3) 障害者スポーツの組織構造

### 1) 障害者スポーツ担当行政組織

連邦政府においては、民族遺産省 (スポーツカナダ) および保健省 (公衆衛生庁ヘルシーリビング係) が障害者スポーツに係る施策等を担当している。連邦政府は、主としてカナダパラリンピック委員会 (Canadian Paralympic Committee: CPC) への補助金を通じて、カナダの障害者スポーツの競技力向上およびその成功を通じた障害者スポーツの普及・振興を図っている。

同委員会は43の会員スポーツ組織をもつ非営利の民間組織で、カナダを世界屈指のパラリンピック国家にすること、また、それを持続可能なものにするシステムの開発を先導することをビジョンとしている。また、同委員会は政府からの補助金 (2009年度: 145万カナダドル)、企業等からの資金援助 (同年度: 212万カナダドル) などを活動の資金源としており、競技者代表とコーチ代表を含む7~12人からなる理事会によって監督され、競技者代表理事とコーチ代表理事を除くその他の理事は年次総会中に同委員会正会員の投票によって選出される。現在、理事会は会長、前会長、副会長、各種担当理事6人、競技者代表、コーチ代表、無任所理事2人およびカナダパラリンピック財団 (CPF) 代表の14人で構成されており、競技力向上委員会 (High Performance Committee)、チーム選考委員会 (Team Selection Committee)、パラリンピック開発委員会 (Paralympic Development Committee)、コーチ評議会 (Coach Council)、競技者評議会 (Athlete Council) および障害区分特別委員会 (Classification Taskforce) の専門委員会を設けている。

### 2) 障害者スポーツ団体

#### ①カナダ障害者アクティブリビング連合

(Active Living Alliance for Canadians with a Disability: ALACD)

カナダには連邦・州・準州レベルだけではなく地方レベルまで含めると、実に多くの障害者スポーツ関連団体が存在する。その中で障害をもつカナダ人の活動的かつ健康的な生活を促進、援助する目的で1989年に連邦政府の財政的支援を得て正式に創設された「カナダ障害者アクティブリビング連合 (Active Living Alliance for Canadians with a Disability: ALACD)」が、カナダにおける障害者スポーツ団体を取りまとめる中心組織になっている。同連合の理念および目標を採用する組織、コミュニティまたは個人であればだれでも連合ネットワークに加わることができ、そのネットワーク会員内の協同を促進および調整する「個人、諸機関、全国協会等の共同体 (consortium)」であり、このネットワーク内で50万以上の連携関係 (contacts) が構築されている。

#### **(4) 障害者スポーツ関連法と基本政策**

##### **1) 障害者のインクルージョンの推進 (Advancing the inclusion of People with Disabilities 2006)**

基本的な法令としては、1985年の「カナダ人権法 (Canadian Human Rights Act)」の中で、障害者に対する差別の禁止が謳われている。また、オンタリオ州などの連邦州レベルでは障害者差別の禁止を定める法がある。特にスポーツに関しては、2006年の障害者問題に対する政府見解をまとめたレポート「障害者のインクルージョンの推進 (Advancing the inclusion of People with Disabilities 2006)」では、雇用・住居などと並んで、スポーツの推進も項目とされており、スポーツも障害者の生活支援の対象となっている。

##### **2) 身体活動・スポーツ法 (2003 年法)**

カナダにおける2003年「身体活動・スポーツ法 (2003 年法)」では、障害者スポーツに関する直接的な規定は設けられていない。一方、2012年までの10年間の政策として2002年に策定された連邦スポーツ政策 (CSP) では、スポーツへのアクセスに制限を受けやすい特定グループの1つとして「障害者 (people with a disability)」があげられ、スポーツ機会の公平性の観点で言及がなされている。すなわち、「すべてのカナダ人のスポーツ機会の公平な保障」という基本原則が障害者スポーツにも適用されているということである。

##### **3) 行動計画 (CSP F-P/T PRIORITIES FOR COLLABORATIVE ACTION 2002-2005)**

カナダでは、連邦スポーツ政策 (CSP) 策定と同時にその行動計画 (Action Plan) として、「CSP F-P/T PRIORITIES FOR COLLABORATIVE ACTION 2002-2005」が策定された。同計画では「政策目標①スポーツ参加の向上」実現のために「行動③」として「障害者がコーチ、審判およびボランティアリーダーをする機会を増やす施策を講じること」が掲げられ、各年度の具体的課題も示された。現在の行動計画 (2007-2012) においても、これらは継続されている。

##### **4) 障害者のためのスポーツ政策 (Policy on Sport for Persons With a Disability)**

カナダでは、連邦スポーツ政策 (CSP) および身体活動・スポーツ法 (2003 年法) の目標達成を意図して先住民 (2005 年)、少女・女性 (2009 年) に関する特定の政策あるいは行動計画の策定と同様に、2006年6月「障害者のためのスポーツ政策 (Policy on Sport for Persons With a Disability)」が策定されている。同政策は、障害者がスポーツに参加するのを妨げるスポーツ特有の障壁 (sport-specific barriers) を減らし、最終的にはそれらを除去しようとする取り組みを行うパートナーおよびステークホルダーの関与を得るための枠組み、障害者スポーツの発展に資する方策等を提示している。

##### **5) その他**

カナダには連邦レベルまたは州レベルで、障害者の身体活動 (スポーツ、レクリエーション等) に関する政策が存在している。たとえば、連邦レベルでは、「カナダ公園管理局 (Parks Canada Agency)」が所管する「移動困難の問題を抱える障害者へのプログラム、福利厚生に関する政策」として、「権利と自由のカナダ憲章 (Charter of Rights and Freedoms)」に基づく「カナダ国立公園」および「カナダ国定史跡」内車いす利用に関する政策がある。また、州レベルの例としては、ニューファンドランド・ラブラドル州の「A Recreation and Sport Strategy (2007)」の中で障害者団体に障害者のスポーツ参加を増やすための行動計画の開発に参画させ、州政府がそれらの団体から勧告 (recommendations) を得ようとする計画が示されている。その他の州・準州にも関連政策・施策が存在する。

## (5) 障害者スポーツ施策・事業

### 1) 施設

障害者は、公共のスポーツ施設を利用しているが、障害者がより利用しやすいようデザインされた施設もある。たとえば、トロント郊外にあるバラエティ・ビレッジ・スポーツトレーニング・フィットネスセンターは、陸上競技場やフィットネスルームなどがあり、子どもたちを対象としたキャンプなども開催している。この施設は、そもそも1945年に身体障害者の職業訓練施設として開設され（1945年当時は、Variety Villageではなく、その前身の施設として開設）、1981年にスポーツトレーニング・フィットネスセンターも開館した。現在は、異なる障害種別の障害者も多様なスポーツが楽しめるよう、さまざまなスポーツ器具が用意されている。

### 2) 指導者

カナダコーチング協会（The Coaching Association of Canada）が推進するナショナルコーチ資格プログラム（National Coach Certificate Program）を終えて有資格者となったコーチを中心に、障害者スポーツの推進がなされている。このナショナルコーチ資格プログラムは、スペシャルオリンピックスカナダも、そのプログラム作成に関わるなど、生涯スポーツ支援から競技に至るまで広く対応している。競技においては、たとえば、カナダ陸上競技連盟は、北京パラリンピックに派遣するコーチの選考基準を下記のように定めるなど、カナダコーチング協会の有資格者であることがコーチ選抜の条件となっている。

- カナダコーチング協会に属する者
- カナダコーチング協会の定めるレベル3以上の資格を有する者
- 国際競技大会にてトップ選手に対するコーチ経験のある者
- 国際競技大会にてコーチングスタッフとして参加した経験のある者
- 最低、1つ以上の障害種別の選手に対するコーチ経験があると実証できる者
- チームの中で効果的に働くことができる者
- パラリンピック期間中、選手団に帯同できる者

### 3) 競技力向上

カナダコーチング協会では、「カナダコーチング協会2010-2014年戦略計画」において、女性、先住民とともに、障害者を継続的に推進が必要なグループとして位置付け、障害者の競技力向上に関する計画が示されている。

同時に、それぞれの国統括競技団体が示す推進モデルも紹介されており、パラリンピック種目であるアルペンスキーや陸上競技などについては、障害を有する選手の競技力向上サポートについて明記されている。

### 4) 財政措置

カナダ連邦政府からの障害者スポーツへの支援については、1965年に保健福祉省フィットネス・アマチュアスポーツ局から「カナダろう者スポーツ連盟（Federation of Silent Sports of Canada）」に対して補助金（\$3,663）が交付され、1967年に「カナダ車いすスポーツ協会（Canadian Wheelchair Sports Association）」に対して補助金（17,475カナダドル）が交付された記録がある。制度としては、1976年から、保健福祉省（Health and Welfare Canada）フィットネス・アマチュアスポーツ局の「スポーツ課（Sport Canada Directorate）」および「レクリエーション課（Recreation Canada Directorate）」から障害者スポーツ団体（disability-based sport organizations）等への補助金交付

がはじまった。1991年には連邦政府の「障害者統合のための国家戦略 (National Strategy for the Integration of Persons with Disability : NSIPD)」の「5カ年省庁間連邦政府プログラム (interdepartmental federal government program)」により、障害者のカナダ社会への完全な参加に対する障壁を減らすことを目的としてスポーツのために1億5,780万カナダドルの予算が使われ、それらはNSOのナショナルチームの統合促進に作用した。

1993年から民族遺産省スポーツカナダのスポーツ支援プログラム (SSP) がはじまり、1995年度からは「スポーツ資金交付および説明責任枠組み」(Sport Funding Accountability Framework : SFAF) 経由で中央スポーツ組織、複合スポーツサービス団体〔カナダ聴覚障害者スポーツ協会 (Canadian Deaf Sports Association)、カナダパラリンピック委員会 (Canadian Paralympic Committee)、スペシャルオリンピックスカナダ (Special Olympics Canada)〕へ財政支援がなされている。

2007年度において、スポーツカナダは障害者のスポーツプログラムへ2007年度のスポーツカナダの補助金予算1億3,800万カナダドル(約115億9,200万円)の11.6%(2006年度:8%)以上となる1,590万カナダドル(約13億3,600万円)を支出し、中央スポーツ組織(ホッケーカナダ等)およびカナダオリンピック委員会等と共同して障害者スポーツを支援した。なお、2009年度の連邦政府からの支出は(図表Ca-8)のとおりである。

**図表 Ca-8 連邦政府の障害者スポーツ関連支出 (2009) (単位: 百万カナダドル)**

| 施策・イニシアティブ  | 支出額   |
|---|-------|
| 障害者アスリートのための「スポーツ支援プログラム(AAP)」                    | 3.95  |
| カナダろう者スポーツ協会                                      | 0.30  |
| カナダパラリンピック委員会                                     | 1.10  |
| 競技力向上   | 7.20  |
| 障害者アスリートのための中央スポーツ組織のLTADモデルに対する補助金               | 0.65  |
| 開催プログラム補助金<br>(大規模国際競技大会、単一競技大会)                  | 0.30  |
| スペシャルオリンピック補助金                                    | 1.50  |
| スポーツ参加補助金(NSOの障害者アスリートのためのスポーツプログラムに対する障害者用基礎補助金) | 4.14  |
| 障害者に関するCIHR(カナダ保健研究所)補助金                          | 10.85 |

出典: [http://www.hrsdc.gc.ca/eng/disability\\_issues/reports/fdr/2010/page14.shtml#\\_ftn3](http://www.hrsdc.gc.ca/eng/disability_issues/reports/fdr/2010/page14.shtml#_ftn3) より作成

## 2. ナショナルスタジアム

カナダでは、過去に開催されたオリンピック（1976年：モントリオール、1988年：カルガリー、2010年：バンクーバー）、英連邦競技大会（1978年：エドモントン、1994年：ビクトリア）、カナダ競技大会等の施設整備のために連邦政府から資金提供がなされてきたが、連邦政府の資金により維持および管理されるナショナルスタジアムはない。

## 3. ナショナルトレーニングセンター（NTC）および強化拠点施設

### （1）カナダスポーツセンター

カナダ国内には、カナダオリンピック委員会、カナダコーチング協会、州政府およびスポーツカナダの共同で設置されたスポーツセンターが7カ所あり、各関係機関を含めて「カナダスポーツセンターネットワーク（Canadian Sport Centre Network：CSC Network）」が形成されている。2005年のOWN・ザ・ポウディアム（OTP）設置以後は、同組織がカナダスポーツセンターにおいてナショナルチームおよび選手の強化プログラムを実施しており、今後の競技力向上戦略の展開の中で同センターの機能向上が図られようとしている。図表Ca-9に示す7カ所に加えて、現在トロントで8カ所目のセンターの設置準備が進められている。

カナダスポーツセンターの活動は、中央スポーツ組織（NSO）の競技力向上プログラムを補完することである。同センターのコーチ、競技者およびチームに対する支援は主として「統合支援チーム（Integrated Support Team：IST）」を通じて行われる。同支援チームは学際チーム（Multi-disciplinary teams）であり、生理学、バイオメカニクス、栄養学、フィジカルセラピー、アスレチックセラピー等の専門のスポーツ科学およびスポーツ医学の専門家からなる。また、競技力向上のための映像技術活用のパフォーマンス分析担当者が加わることもある。現在、ほとんどのカナダスポーツセンターが“バーチャル・スポーツセンター化”してきており、現場でのサービス提供を基本としつつも、ウェブサイト上で同センターによるサービス提供を受けながらトレーニングをするようになってきている。

なお、同センターは高水準競技者にサービスを提供しており、その対象はオリンピックおよびパラリンピックに備える競技者が優先されており、パラリンピック競技者も平等に利用できる。

図表 Ca-9 OWN・ザ・ポウディアムからカナダスポーツセンターネットワークへの競技力向上補助金の推移

（単位：カナダドル）

| カナダスポーツセンター／年度 | 2006      | 2007      | 2008      | 2009       | 2010       |
|----------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| アトランティック       | 769,227   | 728,000   | 525,600   | 504,348    | 592,000    |
| カルガリー          | 3,315,735 | 2,630,235 | 3,455,750 | 3,392,400  | 4,220,100  |
| マニトバ           | 370,000   | 370,000   | 325,000   | 334,400    | 362,500    |
| オンタリオ          | 1,395,000 | 1,258,000 | 1,265,585 | 1,540,100  | 1,737,900  |
| パシフィック         | 2,122,260 | 1,988,260 | 2,090,587 | 2,055,755  | 2,071,613  |
| サスカチュワン        | 205,000   | 235,000   | 225,000   | 239,000    | 252,000    |
| モントリオール        | 1,694,500 | 1,612,500 | 1,739,000 | 2,291,000  | 2,365,300  |
| 合計             | 9,871,722 | 8,821,995 | 9,626,522 | 10,357,003 | 11,601,413 |

出典：<http://www.ownthepodium2010.com/Documents/CSC%20Historical%20Funding.pdf> より作成

### （2）カナダスポーツ研究所（Canadian Sport Institutes：CSI）

競技者がカナダスポーツセンタースタッフの監督のもと当該競技のトレーニングに専念でき、“寝泊まりして”スポーツ医・科学のサービスを受けられる環境を提供する同研究所の構想が進められている。現在、4カ所のカナダスポーツセンターがその研究所化の対象となり準備を進めている。

## V まとめ

---

カナダ連邦政府が、身体活動を含む「スポーツ政策」に多大な期待を寄せていることは明白であり、そのことは歴代の連邦政府首相の行動に表れている。

ディーフェンベーカー首相（John George Diefenbaker：進歩保守党）はトロントの国際ホッケー栄誉殿堂のオープニングセレモニーで、フィットネス・アマチュアスポーツ法案（※1961年に制定された連邦レベルのはじめてのスポーツ法案）を議会へ提出することを公式発表（1961年8月26日）した。トルドー首相（Pierre Elliott Trudeau：自由党）は1968年の国政選挙キャンペーン中、国民統合（national unity）論争が活発化したとき、スポーツによる国民統合について訴え、首相就任直後からスポーツ政策上の改革を積極的に行った。クレティエン首相（Joseph Jacques Jean Chrétien：自由党）は2002年から2012年までの「連邦スポーツ政策（The Canadian Sport Policy）」のお披露目、すなわち関係者による最終的な議論の場となった「全国スポーツサミット（於：オタワ）」（2001年4月）の議長を務めた。現在のハーパー首相（Stephen Joseph Harper：保守党）もスポーツに理解のあるリーダーといわれている。

カナダ連邦政府が「スポーツ政策」に真剣に取り組む理由として、「カナディアン・アイデンティティの確立」、「文化的多様性の推進」、「社会的結合（Social Cohesion）」、「国民統合（National Unity）」、「身体活動不足による危機（Inactivity Crisis）」の克服、青少年健全育成、地域開発、経済成長・繁栄、健康・クオリティ・オブ・ライフの向上等のキーワードがあげられる。要約するとスポーツを通じた国家維持・発展ということになるが、国民統合と身体活動不足による危機が、カナダのスポーツ政策の本質であると考えられる。そして、その具現化をはかる手段（機関）として、前者について「オウン・ザ・ポウディアム（Own the Podium: OTP）」が、後者については「パティシパクション（ParticipACTION）」が位置付けられている。オウン・ザ・ポウディアムはカナダの国際競技力向上分野の中核機関となっており、リーダーシップを発揮して先進的かつ先駆的な取り組みを行っている。パティシパクションについては、カナダ国民のスポーツ参加の向上およびそれを通じた健康増進に関わる独創的かつユニークな数多くのプログラムを展開している。

このように、カナダではスポーツや身体活動を振興することの目的（理由）、役割等が明確になっている。また、関係者・機関の専門性、独創性、意識、ボランティア精神、危機感、謙虚さが非常に高く、それらが合理的に噛み合っている。カナダのスポーツ政策を歴史的な認識のもと各事象の連関性や統一性を見出しながら概略的分析を行った結果、抽象的な表現だが、「カナダのスポーツ政策には3次元的なつながりがある」ことを実感した。また、カナダは、「カナダにとって必要なスポーツ政策は何か」ということを政府関係者のみならずスポーツ関係者が常に模索・追求し続けている。ある種の過大評価かもしれないが、カナダのスポーツ政策は「世界最高水準」にあるといえよう。



## 【 参考文献・資料 】

- カナダスポーツ紛争解決センター. <http://www.crdsc-sdrcc.ca/eng/home.jsp>
- カナダ民族遺産省スポーツカナダ. <http://www.pch.gc.ca/eng/1268160670172/1268160761399>
- カナダ公衆衛生庁ヘルシーリビング係. <http://www.phac-aspc.gc.ca/hp-ps/hl-mvs/hlu-umvs/index-eng.php>
- カナダ統計局. <http://www.statcan.gc.ca/start-debut-eng.html>
- カナダの児童身体活動に関する通信簿. <http://www.activehealthykids.ca/>
- Coaching Association of Canada;2010-2014 Strategic Plan. <http://www.coach.ca:80/who-we-are-s13411>
- Coaching Association of Canada「各競技団体の推進モデル」  
<http://www.coach.ca:80/participant-and-coach-development-models-p132299>
- 出雲輝彦 (2005) 「カナダにおける 1961 年「フィットネス・アマチュアスポーツ法」の成立過程に関する研究」*体育・スポーツ政策研究*第 14 巻第 1 号、1-23 頁。
- 出雲輝彦 (2008) 「カナダにおける 2003 年「身体活動・スポーツ法」」*体育・スポーツ政策研究*第 17 巻第 1 号、33-45 頁。
- Macintosh, D., Bedeck, T. and C.E.S. (1987) *Sport and Politics in Canada: Federal Government Involvement Since 1961*. Montreal, QC: McGill-Queen's University Press.
- Nicholson M., Hoyer R. and Houlihan B. (2011) *Participation in Sport: International Policy Perspectives*, Routledge.
- オウン・ザ・ポウディウム. <http://www.ownthepodium2010.com/>
- パティシパクション. <http://www.participation.com/en-us/Home.aspx>
- パティシパクション「Active Healthy Kids Canada Report Card」<http://www.activehealthykids.ca/>
- パティシパクション「ParticipACTION Partner Network (PPN)」<http://toolkit.participation.com/welcome/>
- パティシパクション「Physical Activity Guidelines」  
<http://www.participation.com/en-us/GetInformed/PhysicalActivityGuidelines.aspx>
- パティシパクション「Sport Day in Canada」<http://www.cbc.ca/sports/sportsday/>
- パティシパクション「Sogo Active」<https://secure.sogoactive.com/ssldocs/common/mainPage.jsf>
- パティシパクション「ツール・キット」<http://toolkit.participation.com/welcome/>
- SSF (2010)『諸外国から学ぶスポーツ基本法』、32-35 頁。
- Steward, R., Wheeler, Garry D. and Watkinson E. J. (2003) *Adapted Physical Activity*, University of Alberta Press Services.
- スポーツデー. <http://www.cbc.ca/sports/sportsday/>
- スポーツマターズ・グループ. <http://www.sportmatters.ca/Content/Home.asp?langid=1>
- ソーゴー・アクティブプログラム. <https://secure.sogoactive.com/ssldocs/common/mainPage.jsf>

【 添付資料 】

図表 Ca-10 「ミルズ報告」69 勧告の内訳

| 勧告の領域・項目                           | 勧告数 |
|------------------------------------|-----|
| (1)高水準競技者及び中央スポーツ統括組織              | 8   |
| (2)資金援助                            | 2   |
| (3)スポーツ施設基盤                        | 1   |
| (4)カナダ土地公社                         | 1   |
| (5)メジャースポーツ大会の開催                   | 3   |
| (6)スポーツと身体活動の利用の可能性の奨励             |     |
| A スポーツ発展財政インセンティブ                  | 3   |
| B 学校スポーツ C大学スポーツ                   | 4   |
| D 女性スポーツ                           | 8   |
| E 障害者スポーツ                          | 1   |
| F 先住民とスポーツ                         | 4   |
| (7)プロスポーツ                          | 1   |
| (8)放送(スポーツとメディア)                   | 8   |
| (9)政府の協力、協同及びプログラミング               |     |
| A 政府間及び部門間の協同及び協力                  | 6   |
| 1. スポーツ部門に関するデータ収集                 | 1   |
| 2. 指導者のための人的資源開発                   | 2   |
| 3. スポーツ用品産業                        | 2   |
| 4. 競馬産業                            | 3   |
| 5. スポーツ賭博                          | 1   |
| 6. 国際スポーツ政策                        | 2   |
| B 政府のプログラム                         |     |
| 1. 競技者プログラム                        | 3   |
| 2. スポーツ医学と研究                       | 4   |
| (10)カナダにおける新しいスポーツ資金調達「ミレニアムスポーツ債」 | 1   |
| 合計                                 | 69  |

出典：

<http://www.parl.gc.ca/HousePublications/Publication.aspx?DocId=1031530&Language=E&Mode=1&Parl=36&Ses=1&File=240> より作成

## 添付資料：「OWN・ザ・ポウディアム (Own the Podium : OTP)」ヒアリング結果報告

本資料では、2011年1月のカナダ現地調査でのOWN・ザ・ポウディアムの「最高経営責任者 (Chief Executive Officer : CEO)」へのヒアリング調査結果を記述する。

### 1. どのような組織か

OWN・ザ・ポウディアムは、スポーツ担当国務大臣の「私的諮問組織」である。法人 (Legal Entity) ではなく、その存在に法的根拠はない。バンクーバーオリンピックへ向けてのカナダのスポーツ界をあげた競技力向上の取組みの中で同組織は誕生し、現在の保守党政権またはスポーツ担当大臣と良好な関係を保って存続しているため、2011年中に行われるとみられている国政選挙の結果、すなわち政権交代等による状況次第では、政府にとってその存在意義も変わる可能性は十分にある。

同組織 (概要) は、「諮問委員会 (Advisory Board)」(9人) - 「同組織マネジメントチーム (MT)」(CEO+ Director 4人) - 「同組織チーム」(17人) で構成されている。現在のマネジメントチームの担当者は、バンクーバーオリンピックに向けたOWN・ザ・ポウディアムの取組みの中で高い評価を得たスポーツ医学、スポーツ生理学、トレーニング法研究などを複合的に選手に提供する「トップシークレット (Top Secret program)」の中心人物である。また、同組織チームには9名前後の「競技力向上アドバイザー (High Performance Advisor : HPA)」が置かれている。ただし、同アドバイザー以外の役割を担っているスタッフもいる。同組織の運営方針等の重要案件についてはマネジメントチームが原案を作成し、理事会に相当する諮問委員会の承認を得なければならないが、組織内のことはCEOが意思決定を行う。同組織の事務所はカルガリー (冬季種目担当) とオタワ (夏季種目担当) の2カ所に置かれており、その2010-2011年度収入の約7,000万カナダドル (約58億8,000万円) のうち約400万カナダドル (約3億3,600万円) が管理費 (人件費、旅費・交通費等) に充てられている。

### 2. 何を目標にしているのか

カナダはバンクーバーオリンピック以前、2度のオリンピック自国開催 (1976年モントリオール、1988年カルガリー) を経験しているが、いずれの大会においても金メダルを獲得することはできておらず、この結果はカナダスポーツ界の“トラウマ”であった。従って、バンクーバーオリンピックでの成功を収めること、すなわちカナダチーム (選手) がメダルを獲得することがカナダオリンピック委員会 (COC) や中央スポーツ組織 (NSO) を中心としたスポーツ関係機関の至上命題となった。

OWN・ザ・ポウディアムは、故マーク・ロウリー、キャサリン・プリストナー・アーリンガーらの2004年の構想から生まれ、冬季競技中央スポーツ組織、カナダオリンピック委員会、カナダパラリンピック委員会、スポーツカナダ、バンクーバーオリンピック・パラリンピック冬季競技大会組織委員会等による協議を経て2005年に創設された。設置の主たる理由・目的は、1) スポーツ資金提供の“受付”およびその“分配”窓口の一本化による資金の効果的・効率的活用、2) 競技力向上資金の重点配分を決定する第三者機関の必要性の2点に集約できる。同組織の創設以前、カナダのスポーツ支援の仕方はすべての選手・競技を公平に扱うものであり、必ずしもスポーツで世界一を目指すというものではなかった。それが同組織を中核としてカナダはスポーツで世界トップレベルを目指す方針にシフトされた。しばらくはカナダのスポーツ関係者間でその是非を問う議論が行なわれたが、バンクーバーオリンピックに向けての同組織を中心とした国際競技力向上策の展開および効果的資金配分の実績等により次第にその存在意義が認められるようになった。そして、バンクーバーオリンピックの成功によってOWN・ザ・ポウディアムはその地位を確立し、今日に至っている。

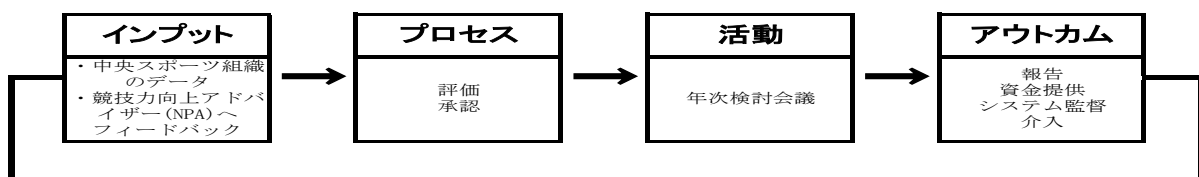
同組織の目標は、オリンピックおよびパラリンピックの競技成績において世界トップレベルを目指すことであり、2012年ロンドンオリンピック・パラリンピック夏季競技大会については、オリンピックで総メダル獲得数順位12位以内、パラリンピックで金メダル獲得数順位8位以内、また2014年ソチオリンピッ

ク・パラリンピック冬季競技大会については、オリンピックで金メダル獲得数順位 1 位、パラリンピックで金メダル獲得数順位 3 位以内の目標値を掲げている。

### 3. 何をしているのか

2010-2011 年度、OWN・ザ・ポウディアムはスポーツカナダから約 6,300 万カナダドル（約 52 億 9,200 万円）、民間企業等（カナダオリンピック委員会、カナダパラリンピック委員会を通じて）から約 700 万カナダドル（約 5 億 8,800 万円）、合計約 7,000 万カナダドルの収入を得ており、そこから夏季競技支援として約 3,600 万カナダドル（約 30 億 2,400 万円）、冬季競技支援として約 2,200 万カナダドル（約 18 億 4,800 万円）、カナダスポーツセンター（Special Science Program 等）へ約 800 万カナダドル（約 6 億 7,200 万円）を支出する。同組織の主たる役割は、中央スポーツ組織等への補助金配分額（原案）を作成し、スポーツ担当大臣に勧告（recommendation）することである。その際、重要な役割を担うのがOWN・ザ・ポウディアムの 9 人前後の「競技力向上アドバイザー（High Performance Advisor : HPA）」であり、各アドバイザーは 1~7 競技を担当（Sport Assignment）し、担当する中央スポーツ組織（NSO）が実施する「ハイパフォーマンスプログラム」をチェックし、そのプログラム内容が実際に効果的なものかどうかを客観的に評価する。なお、これらの競技力向上アドバイザーの一連の活動は「業績管理枠組み（Performance Management Framework : PMF）」に基づいて行われる（図表 Ca-11）。

図表 Ca-11 OWN・ザ・ポウディアムの業績管理枠組み（Performance Management Framework）



出典：<http://www.ownthepodium2010.com/Funding/framework.aspx> より作成

カナダの場合、OWN・ザ・ポウディアムによる補助金交付のサイクルは夏季、冬季ともにオリンピックおよびパラリンピックに合わせた 4 年サイクルとなる。冬季競技の場合、一般的には、まず 1~2 月にかけて各中央スポーツ組織が事業計画を立て、競技力向上アドバイザーも独自に情報収集して担当する中央スポーツ組織の事業計画を立てる。そして、2 月~3 月にかけて同組織と同担当アドバイザー間で双方の事業計画についての“Gap Analysis（違いの検証）”の作業が行われる。4 月中には、中央スポーツ組織ごとの「年次検討会議（Annual Review Meeting : ARM）」が実施される。この会議には同組織の代表者（会長、コーチ数人等：各団体の自由裁量）、OWN・ザ・ポウディアム（担当 HAP、CEO）、スポーツカナダ（1 人）、オリンピック・パラリンピック委員会（時々）らが参加し、ヒアリング等が行われ、同会議としての審査結果がまとめられる。（※PMF は毎年実施される。）

補助金対象である中央スポーツ組織の審査結果を総合的にふまえ、次のオリンピック・パラリンピックに向けての同組織への補助金配分額（原案）が取りまとめられ、諮問委員会で諮られる。同委員会での審議の後、決定された配分額がスポーツ担当大臣に答申される。中央スポーツ組織における予算執行は 5 月 1 日から開始される。この補助金配分におけるスケジュールの課題は、冬季競技はどうしても 1~2 月からプロセスが始まるため、会計年度の開始（4 月 1 日~）に間に合わず、補助金の交付が 1 ヶ月遅れになってしまうことである。さらに、冬季オリンピック・パラリンピックのあった年は、翌年度からの「新たな 4 年計画」の策定も必要となり、常に予算執行開始が 6 月 1 日からになる。そのため、OWN・ザ・ポウディアムは各中央スポーツ組織にキャッシュフローが十分かどうかを確認するのが通例となっている。

夏季競技においても上記と同じプロセスで各中央スポーツ組織への補助金交付が決定されるが、各プロ

セスの時期が異なっている。6～7月にかけて各中央スポーツ組織とその担当の競技力向上アドバイザーの作業が進められ、10～11月にかけて年次検討会議が実施され、1月中にスポーツ担当大臣に答申がなされる。各中央スポーツ組織における予算執行は4月1日から開始される。

#### 4. 課題は何か

バンクーバーオリンピック後、オウン・ザ・ポウディアムは以下のような「新しい戦略」を打ち立てて2012年、2014年のオリンピック・パラリンピックに向けて競技力向上策を推進している。

●競技力向上4本柱 (Pillar of Excellence)、ベースに第5の柱 (Organizational Excellence) もある

##### 1 : Coaching and Technical Excellence ※最重要の柱

1. 競技力向上アドバイザーと各中央スポーツ組織のナショナルチームコーチの両輪が高い質を保つこと
2. 質の高いコーチ陣が高い待遇等で外国に引き抜かれるのを防ぐため、待遇面のみならず、指導者としての高いトレーニング、教育、情報のインプットが行なわれるよう環境整備すること

##### 2 : Athlete/Team Excellence

3. 現役選手に対するトレーニング等の支援や、将来の国代表レベルの選手を掘り起こすこと

##### 3 : Sport Science, Medicine, Innovation Excellence

4. 中央スポーツ組織が、スポーツ医学、スポーツ生理学、スポーツ心理学など自然科学系の専門家、研究者等と競技力向上のために協力 (Integration) できる環境をつくるために尽力すること

##### 4 : NSO and CSC Excellence

5. 中央スポーツ組織とカナダスポーツセンターの「予算管理」「事業の成果管理」による事業計画の方向性について適切な助言を与えること ※HPA が担当

オウン・ザ・ポウディアムは、現在、カナダ国内にある7カ所のカナダスポーツセンター (CSC) のうち4カ所を「カナダスポーツ研究所 (Canadian Sport Institutes : CSI)」に格上げする構想の実現に向けて準備を開始している。同センターの同研究所への格上げは、「オーストラリア国立スポーツ研究所 (Australian Institute of Sport : AIS)」並みの機能を兼ね備えた施設・サービスの充実を企図している。すなわち、単なるスポーツサービス提供の施設ではなく、各カナダスポーツ研究所が意思をもって、独自のコーチ、栄養士、スポーツドクター、メディカルアドバイザーなどを育成するプログラムを実施する組織への機能拡充を目指すものである。現在の7つの同センターの内、カルガリーについては、1988年カルガリーオリンピックの遺産があり、財政的に他のカナダスポーツセンターと比べて優位にあるため既にいくつかの独自プログラムが実施されている (2億6,400万カナダドル投入済)。また、モンリオールもケベック州が2,400万カナダドルの拠出を決めている。なお、トロントでは、2015年にパンアメリカン競技大会 (Pan American Games) という大きな大会を控え同センター設置の計画があるが、まずは同大会の準備に専念し、大会終了後、大会の遺産を用いて同センターの設置が進められることになる。2011年1月時点で、カナダには研究所と呼べるスポーツセンターは存在していないが、将来的にはカルガリー、ビクトリア、モンリオール、トロントの4カ所がカナダスポーツ研究所になることが見込まれる。オーストラリアとの違いは、オーストラリア国立スポーツ研究所の1カ所に対して、カナダは4カ所のカナダスポーツ研究所をもととしていることにある。

オウン・ザ・ポウディアムの最重要課題は同組織の法人化についてである。現状はスポーツ担当大臣の私的諮問組織という位置付けであって、その存在に法的な根拠はない。同組織が独立した法人としての地位を確保しなければ、その存続についてのリスクは常に背負うことになる。そこで、法人化が検討されている。一方、現時点でオウン・ザ・ポウディアムは補助金配分においてその役割を担っており、資金調達が行っていない。同組織に対する企業等からの支援はカナダオリンピック委員会、カナダパラリンピック委員会を通じて行なわれるルートに一本化されている。今後、独立した法人格を取得した場合、独自の資金調達が可能になるが、併せて資金調達する責任ももつことになる。

以上